

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月29日
【事業年度】	第56期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）
【会社名】	株式会社アプラスフィナンシャル
【英訳名】	A PLUS FINANCIAL Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野口 郷司
【本店の所在の場所】	大阪市中央区南船場一丁目17番26号
【電話番号】	該当事項はありません。 （上記は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。）
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新小川町4番1号
【電話番号】	(03) 5229 - 4095
【事務連絡者氏名】	経理部長 安川 明彦
【縦覧に供する場所】	株式会社アプラスフィナンシャル 東京本部 （東京都新宿区新小川町4番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第52期	第53期	第54期	第55期	第56期
決算年月		平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
(1) 連結経営指標等						
営業収益	百万円	111,414	106,799	95,363	85,067	71,051
経常利益	百万円	14,979	2,429	1,707	2,906	7,311
当期純利益	百万円	29,386	6,124	1,530	7,702	3,224
包括利益	百万円	-	-	-	-	3,194
純資産額	百万円	59,574	111,683	108,215	77,234	80,375
総資産額	百万円	1,550,781	1,433,384	1,373,752	1,209,803	1,140,676
1株当たり純資産額	円	1,017.48	951.02	973.76	45.66	20.16
1株当たり当期純利益	円	151.95	26.48	6.49	27.61	2.35
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	-	2.78	0.53	-	0.89
自己資本比率	%	3.8	7.8	7.9	6.4	7.0
自己資本利益率	%	-	7.2	1.4	-	4.0
株価収益率	倍	-	3.2	6.9	-	22.1
営業活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	51,815	51,424	130,923	120,931	16,311
投資活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	1,345	1,168	5,266	55,073	15,653
財務活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	35,715	65,883	118,995	153,883	28,759
現金及び現金同等物の期末 残高	百万円	224,729	211,438	218,100	130,075	101,973
従業員数	人	1,517 (733)	1,387 (610)	1,368 (769)	1,348 (939)	1,330 (910)

回次		第52期	第53期	第54期	第55期	第56期
決算年月		平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
(2) 提出会社の経営指標等						
営業収益	百万円	101,465	96,874	86,576	76,001	970
経常利益	百万円	13,926	3,021	2,334	2,035	786
当期純利益	百万円	27,940	6,420	2,383	7,014	10,353
資本金	百万円	25,000	40,000	47,250	15,000	15,000
発行済株式総数						
普通株式	株	227,510,777	235,931,829	235,931,829	1,219,155,275	1,524,211,152
優先株式	株	155,500,000	179,500,000	179,500,000	78,750,000	56,250,000
純資産額	百万円	60,992	113,347	110,674	80,387	69,935
総資産額	百万円	1,490,729	1,368,644	1,299,685	1,144,028	146,629
1株当たり純資産額	円	1,011.11	943.75	963.07	43.03	26.96
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	円					
		普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
		-	-	-	-	-
		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
		第一回B種優先株式	第一回B種優先株式	第一回B種優先株式	第一回B種優先株式	第一回B種優先株式
		-	-	-	-	-
		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
		第一回C種優先株式	第一回C種優先株式	第一回C種優先株式	第一回C種優先株式	第一回C種優先株式
		-	-	-	-	-
		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
		D種優先株式	D種優先株式	D種優先株式	D種優先株式	D種優先株式
		80.00	80.00	80.00	40.00	-
		(40.00)	(40.00)	(40.00)	(40.00)	(-)
		E種優先株式	E種優先株式	E種優先株式	E種優先株式	
		15.00	-	30.00	15.00	
		(15.00)	(-)	(-)	(15.00)	
		F種優先株式	F種優先株式	F種優先株式	F種優先株式	
		-	-	30.00	15.00	
		(-)	(-)	(-)	(15.00)	
			G種優先株式	G種優先株式	G種優先株式	G種優先株式
			-	30.00	15.00	-
			(-)	(-)	(15.00)	(-)
				H種優先株式	H種優先株式	H種優先株式
				-	15.00	-
				(-)	(15.00)	(-)
1株当たり当期純利益	円	145.14	27.76	10.10	25.14	7.54
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	-	2.92	0.82	-	-
自己資本比率	%	4.1	8.3	8.5	7.0	47.7
自己資本利益率	%	-	7.4	2.1	-	-
株価収益率	倍	-	3.1	4.5	-	-
配当性向	%	-	-	-	-	-
従業員数	人	1,275 (589)	1,130 (473)	1,089 (604)	1,063 (746)	6 (1)

- (注) 1. は損失(またはマイナス)を示しております。
2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 従業員数欄の()内は、臨時従業員の年間平均雇用人員であり、外数であります。
4. 平成19年3月26日、平成20年3月28日および平成21年3月30日に、第三者割当による新株式発行を行っております。また、平成19年6月28日、平成20年9月19日および平成21年8月4日に減資を行っております。
5. 「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」について
第52期、第55期および提出会社の第56期は1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
6. 「自己資本利益率」および「株価収益率」について
第52期、第55期および提出会社の第56期は、当期純損失であるため、記載しておりません。
7. 第56期の提出会社の経営指標等の大幅な変動は、会社分割により事業持株会社へ移行したことによるものであります。

2【沿革】

当社(形式上の存続会社、旧社名:株式会社ダイシンファイナンス、設立年月日:昭和26年3月30日、住所:大阪府南区南船場一丁目17番26号)は、株式会社大信販(被合併会社であり実質上の存続会社、設立年月日:昭和31年10月6日)の株式額面金額の変更のため昭和55年4月1日を合併期日として同社を吸収合併し、資産、負債および権利義務の一切を引き継ぎましたが、合併期日前の当社は休業状態にあり、合併後において被合併会社の営業活動を全面的に継承しました。

したがって、以下の記載事項につきましては、別段の記述がない限り実質上の存続会社についてのものです。

- 昭和31年10月 資本金1億円をもって大阪市東区に「大阪信用販売株式会社」を設立。大阪府下における呉服、洋服、洋装等業種別小売組合加盟の小売商に対するクーポン事業を開始。
- 37年5月 割賦購入あっせん業者登録。
- 37年9月 ショッピングクレジット(個別信用購入あっせん)業務を開始。
- 37年10月 キャッシングサービス業務を開始。
- 47年10月 クレジットカード業務を開始。
- 51年1月 保証業務を開始。
- 51年11月 集金代行業務を開始。
- 53年9月 「株式会社大信販」に商号変更。
- 56年11月 大阪証券取引所市場第二部へ上場。
- 59年3月 株式会社ショップ二十一(現株式会社アルファインベストメント)を設立。
- 59年9月 大阪証券取引所市場第一部へ上場。
- 平成4年4月 「株式会社アプラス」に商号変更。
- 7年2月 オンラインシステムを更新。
- 15年4月 パシフィック・オート・トレーディング株式会社を設立。
- 16年9月 株式会社新生銀行と全面的な業務・資本提携を行い、同行が親会社となる。
- 17年12月 アルファ債権回収株式会社を設立。
- 18年3月 全日信販株式会社が実施した第三者割当増資の引受により、同社を子会社化。
- 18年4月 新生セールスファイナンス株式会社を子会社化。
- 20年7月 エス・エル・メイプル株式会社を子会社化。
- 20年10月 株式会社インサイトを子会社化。
- 21年4月 株式会社アプラスクレジット(現株式会社アプラス)および株式会社アプラスパーソナルローンを設立。
- 22年4月 「株式会社アプラスフィナンシャル」に商号変更。
吸収分割により株式会社アプラスおよび株式会社アプラスパーソナルローンに事業を承継し、事業持株会社体制に移行。

(参考)

形式上の存続会社の沿革は、次のとおりであります。

- 昭和26年3月 線材亜鉛鍍金の加工を目的として、株式会社奥野亜鉛鍍金工場を設立。
- 26年10月 商号を「奥野工業株式会社」に変更。
- 54年10月 商号を「株式会社ダイシンファイナンス」に変更。
- 55年4月 株式会社大信販を吸収合併、商号を「株式会社大信販」に変更。

3【事業の内容】

当社グループは、当社および連結子会社9社で構成されており、セグメントと主要な会社の当該セグメントにおける位置付けは、次のとおりであります。

セグメント	主要な会社
ショッピングクレジット	(株)アプラス
クレジットカード	(株)アプラス
ローン	(株)アプラス (株)アプラスパーソナルローン
決済	(株)アプラス
その他子会社	全日信販(株) アルファ債権回収(株) その他5社
その他	当社 (株)アプラス (株)アプラスパーソナルローン

主なセグメントの内容は、次のとおりであります。

(1) ショッピングクレジット

(株)アプラスの加盟店または(株)アプラスと提携するメーカー等の系列下にある販売店が割賦販売を行う場合、当社グループが承認したお客さまに対しては、(株)アプラスがその代金をお客さまに代わって立替払を行い、お客さまから分割払により立替代金の回収を行います。また、お客さまから加盟店を通じて(株)アプラスへ保証申込があった場合、(株)アプラスが保証決定したお客さまに対して提携金融機関が融資を行う形態をとり、(株)アプラスはその債務を保証し、債権回収業務を代行します。

(2) クレジットカード

(株)アプラスが承認した会員にクレジットカードを発行し、会員は(株)アプラスの加盟店（百貨店・専門店等）でカードを呈示してサインすることにより商品の購入およびサービスの提供を受けることができ、その代金は、当社グループが会員に代わって加盟店に立替払を行い、会員から立替代金の回収を行います。また、クレジットカードに付帯するキャッシング機能により融資を行います。

(3) ローン

(株)アプラスおよび(株)アプラスパーソナルローンのローンカード会員に対し、C D（現金自動支払機）・ATM（現金自動預払機）で会員の利用限度額内で融資を行います。

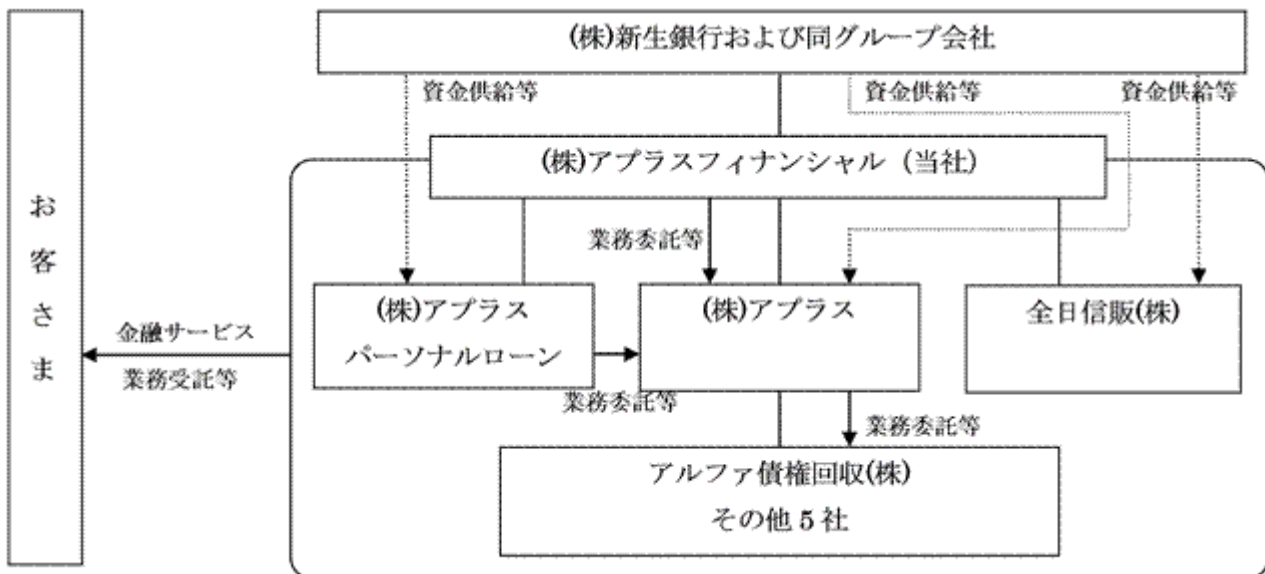
(4) 決済

(株)アプラスと提携のある全国の取引先金融機関を通じて、提携先のお客さまからの集金を代行します。また、管理会社等と提携し、マンション・アパートの家賃の立替と回収を行います。

(5) その他子会社

岡山県にある地方大手信販会社の全日信販(株)、サービサー会社のアルファ債権回収(株)があります。

系統図は次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

(1) 親会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 及び被所有割合 (%)	関係内容
新生フィナンシャル (株)	東京都千代田区	91,518	消費者金融業	所有 0.2 (0.2) 被所有 91.5	役員の兼任
(株)新生銀行	東京都中央区	512,204	銀行業	被所有 95.0 (91.5)	預金の預入 資金の借入

- (注) 1. 新生フィナンシャル株式会社は株式会社新生銀行の子会社であります。
2. 「議決権の所有割合及び被所有割合」の()内は、間接所有割合または間接被所有割合で内数であります。
3. 株式会社新生銀行は、有価証券報告書を提出しております。

(2) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(株)アプラス (注) 1・2	大阪府中央区	15,000	信販業	100.0	役員の兼任 業務受託
(株)アプラスパーソナルローン	大阪府吹田市	1,000	消費者金融業	100.0	役員の兼任
全日信販(株) (注) 2	岡山市北区	1,000	信販業	97.3	役員の兼任
アルファ債権回収(株)	東京都新宿区	500	債権管理回収業	100.0	役員の兼任 業務委託
その他5社	-	-	-	-	-

- (注) 1. 特定子会社に該当しております。
2. 株式会社アプラスおよび全日信販株式会社は、営業収益の連結営業収益に占める割合が100分の10を超えております。

主要な損益情報等

	(株)アプラス	全日信販(株)
(1) 営業収益(百万円)	56,326	8,526
(2) 経常利益(百万円)	5,491	453
(3) 当期純利益(百万円)	2,150	419
(4) 純資産額(百万円)	57,190	2,719
(5) 総資産額(百万円)	919,287	91,174

(3) 持分法適用関連会社

該当事項はありません。

(4) その他の関係会社

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年3月31日現在

会社名	従業員数(人)	
(株)アプラスフィナンシャル	6	(1)
(株)アプラス	983	(662)
(株)アプラスパーソナルローン	27	(42)
全日信販(株)	273	(153)
アルファ債権回収(株)	18	(51)
その他	23	(1)
合計	1,330	(910)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
2. ()内は、臨時従業員の年間平均雇用人員であり、外数であります。
3. 上記各社とセグメントとの関係については、「3. 事業の内容」に記載のとおりであります。

(2) 提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
6 (1)	42.0	17.5	5,322,296

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。
3. ()内は、臨時従業員の年間平均雇用人員であり、外数であります。
4. 従業員数が前事業年度末と比べて1,057名減少した主な要因は、会社分割により事業持株会社体制へ移行したことによるものであります。
5. セグメントとの関係については、「3. 事業の内容」に記載のとおりであります。

(3) 労働組合の状況

当連結会計年度末現在の組合員数は806名で、上部団体には加盟せず、また労使関係について特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界経済の回復や企業収益の改善、個人消費の持ち直しなどを背景に、景気回復に向けた兆しが見えつつありました。しかしながら、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、その影響が次第に明らかになるにつれ、景気の先行きに対する懸念が広がっております。

当業界におきましては、国内クレジットカード市場の拡大や決済手段の多様化などによりビジネス機会は着実に拡大しておりますが、貸金業法の最終施行による総量規制の影響や過払利息返還請求の高止まり、割賦販売法の改正による事業環境の変化など、対処すべき課題は多く、経営環境は引き続き厳しいものとなりました。

当社グループにおきましては、変化の速い業務環境において経営戦略を機動的に実施する体制を整えるため、平成22年4月1日、事業持株会社体制への移行を完了いたしました。また、今後の目指すべき方向を明確にするため、中期経営計画を策定・公表し、「お客さまに選ばれ、提携先に支持される新しい時代に相応しい信販会社になる」ことをビジョンに掲げ、「質を伴った量の拡大を目指す営業体制の確立」と「他を凌駕するローコストオペレーション体制の確立」に取り組んでまいりました。

お客さまに選ばれ提携先に支持される取り組みとして、環境・省エネ対策として注目の高い太陽光発電システムやエコキュート等の住宅関連分野の推進、住宅を取得されるお客さまに対して、住宅ローンが実行されるまでの一時的な資金需要にお応えする「アプラスブリッジローン」の拡大、インターネットショッピングサイト「アプラスポイントプラスモール」の開設、年会費を抑え年齢・性別を問わず幅広いお客さまに質の高いサービスを提供する「アプラスゴールドカード」の発行開始など、幅広い分野にわたりサービスの拡充に努め、積極的に営業活動を展開してまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、クレジットカードのショッピング取扱高が堅調に推移したものの、キャッシング・ローン債権の質の向上を図りながらボリュームをコントロールした結果、ローン事業の営業収益が大幅に減少し、営業収益は710億51百万円（前連結会計年度比16.5%減）となりました。営業費用は、過払利息返還請求が横ばいに止まっていることを受けて、利息返還損失引当金を保守的に追加で32億96百万円計上いたしました。ローコストオペレーション体制の構築に努め、オペレーションの効率化や徹底したコスト管理による経費削減、ポートフォリオの是正に伴うクレジットコストの減少により、635億1百万円（前連結会計年度比27.9%減）となりました。この結果、営業利益は75億49百万円（前連結会計年度は営業損失29億57百万円）、経常利益は73億11百万円（前連結会計年度は経常損失29億6百万円）となりました。当期純利益は、東日本大震災の影響による貸倒引当金繰入額を特別損失として計上したこと、また、繰延税金資産を保守的に見積もったことによる取り崩しにより、32億24百万円（前連結会計年度は当期純損失77億2百万円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における連結ベースの現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ281億1百万円減少し、1,019億73百万円となりました。各活動におけるキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べ1,046億19百万円減少し、163億11百万円となりました。これは主として、債権流動化に係る預り金の増加額が減少したことによるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べ394億19百万円増加し、156億53百万円となりました。これは主として、投資有価証券の取得による支出が減少したことによるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べ1,251億24百万円増加し、287億59百万円となりました。これは主として、長期借入金の返済による支出が減少したことによるものであります。

2【営業実績】

(1) セグメント別営業収益

セグメントの名称	金額（百万円）	前連結会計年度比（％）
ショッピングクレジット	23,592	90.0
クレジットカード	18,377	76.2
ローン	9,589	62.7
決済	7,304	98.1
その他子会社	9,240	93.5
報告セグメント計	68,102	82.1
その他	3,453	117.8
合計	71,555	83.3

- (注) 1. 金額は、セグメント間の内部振替前の数値によっております。
2. セグメント別営業収益には、消費税等は含まれておりません。

(2) セグメント別取扱高

セグメントの名称	金額（百万円）	前連結会計年度比（％）
ショッピングクレジット	316,592	-
クレジットカード	528,556	-
ローン	19,302	-
決済	1,253,691	-
その他子会社	90,822	-
報告セグメント計	2,208,966	-
その他	-	-
合計	2,208,966	-

- (注) 1. セグメント別取扱高の範囲は、主として次のとおりであります。
アドオン方式の場合は、クレジット対象額または保証元本に手数料を加算した金額であります。リボルビング方式および残債方式の場合は、クレジット対象額、融資額または保証元本であります。決済は、集金代行金額等であります。
2. 金額は、セグメント間の内部振替前の数値によっております。
3. 改正後の「セグメント情報」の適用初年度であり、上記セグメントの区分による前連結会計年度の金額のデータを入手することが困難であるため、前連結会計年度比は記載しておりません。

(3) 融資における業種別貸出状況

業種	前連結会計年度 (平成22年3月31日)			当連結会計年度 (平成23年3月31日)		
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出件数 (件)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出件数 (件)
製造業	4	0.0	6	-	-	-
建設業	74	0.0	50	-	-	-
運輸・通信業	91	0.0	28	-	-	-
卸売、小売・飲食店	97	0.1	60	6	0.0	6
不動産業	99	0.1	17	68	0.0	1
サービス業	877	0.5	53	788	0.5	24
個人	187,151	99.3	630,314	168,320	99.5	570,388
合計	188,395	100.0	630,528	169,184	100.0	570,419

(4) 融資における担保別貸出状況

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
担保の種類	貸出金残高(百万円)	貸出金残高(百万円)
不動産	1,470	2,178
信用	186,924	167,006
合計	188,395	169,184

3【対処すべき課題】

近年の当業界におきましては、改正貸金業法の完全施行、特定商取引法・割賦販売法の改正等規制強化など、経営環境は引き続き厳しい状況が続いております。

当社グループはこれら厳しい経営環境に対応しつつ、ローン事業収益に依存した従来型のビジネスモデルから完全に脱却することを対処すべき課題ととらえ、「お客さまに選ばれ、提携先に支持される新しい時代に相応しい信販会社になる」という中期計画ビジョンの実現に向けて、戦略をより確実に遂行することを重点課題として取り組んでおります。また、想定以上のスピードで変化する現下の経営環境を鑑み、その変化に機動的に対応するため、平成22年4月1日に事業持株会社制へ移行いたしました。以上を踏まえ、新たな体制における当社グループの方向性として中期経営計画を策定しております。

当社グループの中期経営計画の概要につきましては、以下のとおりであります。

中期経営計画の目指すビジョン

「お客さまに選ばれ、提携先に支持される新しい時代に相応しい信販会社になる」

中期経営計画の方向性

「融資収益の依存から脱却し、本業の収益性を高めた信販会社にしかできないビジネスモデルを確立」

中期経営計画の骨子

- 「質を伴った量の拡大を目指す営業体制の確立」
- ショッピングクレジット事業の発展的強化
- クレジットカード事業の採算性の改善
- フィービジネス収益基盤の確立
- 新生銀行グループ一体化による収益増強策の推進
- 「他を凌駕するローコストオペレーション体制の確立」
- 事業・業種に捉われないセンター体制の確立
- 徹底したIT化とビジネスプロセスの最大限の自動化の実現
- 抜本的な業務見直しによる効率化の推進

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況などに関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避および発生した場合の対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 経済環境の変化について

当社グループの主力事業であるショッピングクレジット、クレジットカード等の事業は、経済環境の変化などによる個人消費の低迷や、雇用情勢の悪化等が続いた場合、取扱高の減少や返済状況への影響により、収益の減少および貸倒関連コストの増加が生じ、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 市場の競争激化について

消費者信用マーケットは、近年、クレジットカード事業における異業種の参入を始め、極めて競争の激しいものとなっております。こうした競争の激化に伴い、収益率の低下や優良取引先との取引状況に変化などが生じ、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 貸倒引当金の充分性について

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権など特定の債権については債権の内容を検討し、必要額を計上しておりますが、景気の動向、個人破産申立の増加、その他の予期せざる理由により、貸倒引当金を積み増しせざるを得なくなるおそれがあります。

(4) 金利の変動について

当社グループは、資金調達の一部は、変動金利による借入となっているため、金融情勢の変化によっては、想定外の調達コストの変動が生じ、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 資金調達について

当社は、株式会社格付投資情報センターから発行体格付けBBB+の格付けを取得（平成23年3月31日現在）しておりますが、当社グループの業績が悪化すれば、格付けや信用力が低下し、資本市場や金融機関からの調達コストの上昇などを招き、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 個人情報管理について

当社グループは、ショッピングクレジット・クレジットカード・ローン・決済等をコア事業として推進しており、これらの事業展開に不可欠であるお客さまの個人情報を保護することについて、平成17年11月には「プライバシーマーク」の認定を取得するなど、重要な使命として取り組んでおります。しかしながら、万一、個人情報の紛失や漏洩事件が発生した場合、社会的信用の失墜、損害賠償責任などが発生し、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 情報システムへの依存について

当社グループの事業は、コンピュータシステムに高度に依存しており、各種データ処理などのシステムセンターはバックアップデータの確保や、耐震・防災設備を施されているなど、強固で安全なシステム体制を構築しております。しかしながら、予想を超えた災害が発生した場合には、システムに重大な支障が生じる可能性があり、信頼性の低下や、業務への支障により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 法的規制等について

割賦販売法、特定商取引法

当社グループのショッピングクレジット事業およびカード事業は、「割賦販売法」の適用を受けており、これにより各種の事業規制を受けております。同法は、平成21年12月1日に改正割賦販売法として新たに規制が加わる等の改正法令として施行されております。今後、同法が更に改正された場合、その内容によっては業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが直接適用を受けるものではありませんが、当社グループの提携先の中には「特定商取引法」の適用を受ける先があります。同法についても平成21年12月1日に改正特定商取引法として施行されておりますが、同法の適用を受ける提携先の動向によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

貸金業法等

当社グループの融資関連事業は、「貸金業法」等の適用を受けております。

平成18年12月に「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、平成19年12月には「貸金業法」として改正、施行がなされ、平成22年6月には貸付上限金利の引き下げ、総量規制等を主な内容とする完全施行が行われました。当社グループは、融資収益に依存せず、本業の収益性を高めることを中期経営計画の方向性としておりますが、想定以上の市場の収縮等があった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、これまでの貸付に対しての「利息制限法」の上限金利を超える利息部分の返還請求に伴い、超過利息の返還等を行う場合があります。当社グループは、利息の返還に伴う損失見込額について引当金を計上しておりますが、予想以上の返還請求があった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 優先株式の転換による普通株式の上場廃止リスク

優先株式の転換期日の到来などにより転換がなされた場合、当社の普通株式の浮動式比率が、大阪証券取引所の上場廃止基準である5%未満に該当する可能性があります。

(10) 株式会社新生銀行との関係について

当社グループは、株式会社新生銀行を中心とする企業グループの一員であり、新生銀行グループにおける消費者向けファイナンスの中核企業グループとしての位置付けの中で、グループとしてのシナジー効果を最大限に発揮することで収益の拡大に努めております。

当社と株式会社新生銀行との関係に今後何らかの変化があった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 資産・負債および純資産

当連結会計年度末の総資産は、現金及び預金、信用保証割賦売掛金の減少などにより、前連結会計年度末に比べ691億26百万円減少の1兆1,406億76百万円となりました。

負債につきましては、借入金及び信用保証買掛金の減少などにより、前連結会計年度末に比べ722億67百万円減少の1兆603億円となりました。

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ31億40百万円増加の803億75百万円となり、自己資本比率は7.0%となりました。

(2) 営業収益

当連結会計年度の営業収益は、710億51百万円（前連結会計年度比16.5%減）となりました。セグメント別の概況は次のとおりであります。

ショッピングクレジット

ショッピングクレジット事業におきましては、当社グループの得意分野であるオートローンに加え、太陽光発電システムやエコキュート、学費クレジットなど、お客さまニーズの高いマーケットにおいて積極的な営業活動を行ってまいりました。

クレジットカード

クレジットカード事業におきましては、市場規模が拡大する中、T S U T A Y A事業を展開するカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社との提携カードを中心に、ショッピング取扱高が大幅に増加しました。また、「アプラスポイントプラスモール」の開設や「アプラスゴールドカード」の発行開始などによるお客さまへのサービス拡充にも努めてまいりました。

ローン

ローン事業におきましては、「アプラスブリッジローン」の取扱拡大に努めるとともに、ローン債権の質の向上によるポートフォリオ是正を図ってまいりました。

決済

決済事業におきましては、新たなサービスとしてPay-easyやデジタルコンビニによる「即時決済、即時請求」サービスの提供を開始し、お客さまや提携先の利便性向上を図り、サービスの拡充に努めてまいりました。

その他子会社

その他子会社におきましては、積極的な営業活動によりオートローンを中心に個別信用購入あっせんの業容が拡大するなど、すべての事業において、採算性を重視し、収益構造の改革に取り組んでまいりました。

(3) 営業費用

当連結会計年度の営業費用は、635億1百万円（前連結会計年度比27.9%減）となりました。内訳は次のとおりであります。

人件費および物件費等

ローコストオペレーション体制の構築に努め、オペレーションの効率化や徹底したコスト管理による経費削減に取り組んだ結果、人件費および物件費等は450億60百万円（前連結会計年度比11.5%減）となりました。

貸倒引当金繰入額

キャッシング・ローン債権の質の向上を図りながらボリュームをコントロールするなど、ポートフォリオ是正に努めるとともに、新回収システムによる債権の回収効率が改善した結果、貸倒引当金繰入額は121億77百万円（前連結会計年度比42.2%減）となりました。

利息返還損失引当金繰入額

過払利息返還請求が横ばいに止まっていることを受け、当連結会計年度末において利息返還損失引当金を追加計上いたしました。計上額は前連結会計年度から大幅に減少し、利息返還損失引当金繰入額は32億96百万円（前連結会計年度比69.7%減）となりました。

金融費用

金融費用は、安定的な調達基盤を背景とした資金効率の改善や借入金残高の圧縮により、29億67百万円（前連結会計年度比42.0%減）となりました。

(4) 経常利益および当期純利益

営業利益は75億49百万円（前連結会計年度は営業損失29億57百万円）、経常利益は73億11百万円（前連結会計年度は経常損失29億6百万円）となりました。当期純利益は、東日本大震災の影響による貸倒引当金繰入額を特別損失として計上したこと、また、繰延税金資産を保守的に見積もったことによる取り崩しにより、32億24百万円（前連結会計年度は当期純損失77億2百万円）となりました。

(5) キャッシュ・フロー

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況につきましては、「1.業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

該当事項はありません。

(2) 国内子会社

平成23年3月31日現在

会社名	事業所名	所在地	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	土地		リース 資産	その他	合計	
				面積 (㎡)	金額				
(株)アプラス	東京本部	東京都新宿区	452	780	925	-	69	1,447	291 (28)
	長堀事務所 (本店所在地)	大阪市中央区	141	518	379	-	33	554	107 (164)
	営業店 他	-	159	-	-	6	546	712	585 (469)
全日信販(株)	本社	岡山市北区	26	486	123	-	7	157	77 (15)
	事務センター	岡山市北区	421	2,411	161	-	113	697	102 (115)

(注) 1. 「第3 設備の状況」に記載した金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記各社とセグメントの関係については、「第1 企業の概況 3. 事業の内容」に記載のとおりであります。

3. 上記のうち、主な事業所の年間賃借料は、次のとおりであります。

(株)アプラス 東京本部 209 百万円

4. 上記の他、連結会社以外からの主要な賃借設備は、次のとおりであります。

設備内容	数量	年間レンタル料 (百万円)	期間(年)
ホストコンピュータ	1式	337	3

5. 従業員数欄の()内は、臨時従業員の年間平均雇用人員であり、外数であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能種類株式総数(株)
普通株式	3,493,000,000
第一回B種優先株式	10,000,000
第一回C種優先株式	15,000,000
D種優先株式	8,500,000
G種優先株式	13,000,000
H種優先株式	32,250,000
計	3,571,750,000

(注) 平成23年6月29日開催の定時株主総会決議に基づき、提出日現在の発行可能種類株式総数は下記のとおりとなっております。

種類	発行可能種類株式総数(株)
普通株式	3,914,000,000
第一回B種優先株式	2,500,000
D種優先株式	8,500,000
G種優先株式	13,000,000
H種優先株式	32,250,000
計	3,970,250,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成23年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,524,211,152	1,524,211,152	大阪証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 500株
第一回B種優先 株式(注)1	2,500,000	2,500,000	-	単元株式数 500株 (注)2・4
D種優先株式	8,500,000	8,500,000	-	単元株式数 500株 (注)5
G種優先株式	13,000,000	13,000,000	-	単元株式数 500株 (注)6
H種優先株式	32,250,000	32,250,000	-	単元株式数 500株 (注)7
計	1,580,461,152	1,580,461,152	-	-

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

2. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

- (1) 第一回B種優先株式は、当社の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式数が変動します。
- (2) 第一回B種優先株式の取得価額の修正の基準および頻度
(注)4に記載のとおりであります。
- (3) 第一回B種優先株式の取得価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

取得価額の下限

73円 50銭

取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の上限

34,013,605株（平成23年3月31日現在における発行済株式総数2,500,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の2.23%）

(4) 第一回B種優先株式は、当社の決定により当該優先株式の全部の取得を可能とする条項を有しております。

(5) 第一回B種優先株式は、当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めはありません。

3. 優先株式の内容は、当社の定款の定めおよび必要な事項を記載しております。

4. 第一回B種優先株式の内容は次のとおりであります。

(B種優先配当金)

1. 当社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式又は普通登録株式質権者に先立ち、1株につき年100円を限度としてB種優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額の期末配当（以下「B種優先配当金」という。）を行う。

なお、B種優先配当金の計算方法は下記の通りであります。

ある事業年度に関する1株当たりの優先配当金（以下「B種優先配当金」という。）の額は、以下の算式に従い計算される金額とする。B種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果B種優先配当金の額が金100円を超える場合は100円とする。

$B種優先配当金 = 1,000円 \times (B種優先配当率 + 2.00\%)$

「B種優先配当率」とは、当該事業年度の4月1日および10月1日（以下、併せて「B種優先配当決定基準日」という。）現在におけるそれぞれの日本円TIBORの平均値をいう。

「日本円TIBOR」とは、日本円リファレンス・レート（6ヶ月物）として全国銀行協会によって公表される数値をいう。ただし、B種優先配当決定基準日が銀行休業日の場合は直前営業日をB種優先配当基準日とする。

B種優先配当決定基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日（当日が銀行休業日の場合は直前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR 6ヶ月物（360日ベース））として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずると認められるものを日本円TIBORとする。

日本円TIBORは、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

当社は、第36条に定める中間配当を行うときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、1株につきB種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当（以下「B種優先中間配当金」という。）を行う。

B種優先中間配当金が支払われた場合においては、第1号のB種優先配当金の支払いは、B種優先中間配当金を控除した額による。

(非累積条項)

2. ある事業年度において、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(非参加条項)

3. B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金を超えて配当はしない。

(残余財産の分配)

4. 当社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、B種優先株式1株につき1,000円を支払う。

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

(議決権)

5. B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、B種優先株主は、2008年4月1日以降、定時株主総会に優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会のときから、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときから、優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで議決権を有する。

(株式の併合又は分割、新株引受権等の付与)

6. 当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。

当社は、B種優先株主に対し、新株の引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(優先株式の取得)

7. 当社は、いつでもB種優先株式を取得することができる。

(B種優先株式の取得請求権及び引換えに交付される普通株式)

8. B種優先株主は、2007年9月1日から2022年8月31日までの期間中、下記条件により、その有するB種優先株式を当社が取得し、これと引換えに、当社の普通株式を交付するよう請求することができる。B種優先株式を当社が取得し、これと引換えに、当社は1株につき下記ア.乃至エ.に定める交付価額により当社の普通株式を当該株主に交付するものとする。

ア. 当初交付価額

150.5円

イ. 交付価額の修正

交付価額は、2008年9月1日から2022年8月31日まで、毎年9月1日(以下それぞれ「修正日」という。)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)(以下「修正後交付価額」という。)に修正される(修正後交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)。ただし、上記計算の結果、修正後交付価額が75.3円(以下「下限交付価額」という。ただし、下記ウにより調整される。以下同じ。)を下回る場合には下限交付価額をもって、301.0円(以下「上限交付価額」という。ただし、下記ウにより調整される。以下同じ。)を上回る場合には上限交付価額をもって修正後交付価額とする。

ウ. 交付価額の調整

- (1) 交付価額は、2002年8月27日以降、以下に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、以下の算式(以下「交付価額調整式」という。)により調整される(以下「調整後交付価額」という。)。調整後交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}$$

- (イ) 時価を下回る払込金額又は受渡金額をもって普通株式を発行又は交付(株式の分割、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)による交付、又は新株予約権の行使による場合を除く。)する場合調整後交付価額は、払込期日の翌日以降若しくは受渡期日以降又は募集のための株主に割当てを受ける権利を与える場合には、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。交付される普通株式に当社の有する普通株式が含まれる場合、交付価額調整式における新規発行の普通株式数に当社が有する当該普通株式の数を含む。

(ロ) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後交付価額は、株式の分割により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降、これを適用する。

- (ハ) 時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)を発行又は交付する場合調整後交付価額は、その証券の発行日若しくは受渡日に又はその募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合には、当該権利を与える株主を定めるための基準日に、発行若しくは交付される証券の全額が交付され、当社の普通株式が新たに発行されたものとみなし、その発行日の翌日以降若しくは受渡日以降又はその割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。

ただし、当該発行又は交付される証券の交付価額がその発行日若しくは受渡日又は割当てのための基準日において確定しない場合、調整後交付価額は、交付され得る最初の日の前日に発行され証券の全額が交付されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。

- (ニ) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき価額(会社法第236条に規定される。以下同じ。)が時価を下回ることとなる新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)又は新株予約権付社債を発行する場合調整後交付価額は、その証券の発行日に又はその募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合には、当該権利を与える株主を定めるための基準日に新株予約権の全部が行使され、当社の普通株式が発行されたものとみなし、その発行日の翌日以降又は割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該発行される証券の新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの価額がその発行日又は割当てのための基準日において確定しない場合、調整後交付価額は、新株予約権が行使され得る最初の日の前日に、発行され全ての新株予約権が行使されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。

- (2) 本ウ項において、「時価」とは、調整後交付価額を適用する日(上記ウ(1)(二)ただし書きの場合には割当てのための基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (3) 上記イに定める時価算定期間の末日の翌日以降当該修正日の前日までの間にウに掲げる交付価額の調整事由が生じた場合には、ウの他の規定に従った交付価額の調整に加え、イに基づき修正された修正後交付価額を調整前交付価額として調整後交付価額を算出し、当該修正日以降これを適用する。
- (4) 上記イに定める時価算定期間の間にウに掲げる交付価額の調整事由が生じた場合には、ウの他の規定に従った交付価額の調整に加え、イに基づき修正された修正後交付価額を調整前交付価額として、取締役会が適当と判断する価額に調整され、当該修正日以降これを適用する。
- (5) 上記ウ(1)の各項目に掲げる場合のほか、次の各号に該当する場合、交付価額は取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- () 合併、資本の減少、自己株式の取得又は普通株式の併合により、交付価額の調整を必要とする場合
 - () 第()号のほか、当会社の株式数の変更又は変更の可能性を生ぜしめる事由の発生により、交付価額の調整を必要とする場合
 - () 交付価額を調整すべき事由が2つ以上相相して発生し、一方の事由に基づく調整後交付価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合
- (6) 交付価額調整式により算出された調整後交付価額と調整前交付価額との差額が1円未満にとどまるときは、交付価額の調整は行わない。ただし、次に交付価額の調整を必要とする事由が発生し交付価額を算出する場合、交付価額調整式中の調整前交付価額に代えて、調整前交付価額から当該差額を差し引いた額を使用する。
- (7) 交付価額調整式で使用する調整前交付価額は、調整後交付価額を適用する日の前日において有効な交付価額とする。
- (8) 交付価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、その募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は当該権利を与える株主を定めるための基準日、それ以外の場合は、調整後交付価額を適用する日の1ヵ月前の日における当会社の普通株式の発行済株式数から、当該日において当会社が有する当会社の普通株式数を控除した数とする。
- (9) 交付価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下をいう。
- () ウ(1)(イ)の時価を下回る払込金額又は受渡金額をもって普通株式を発行又は交付する場合には、当該払込金額又は受渡金額(金銭以外の財産による払込みの場合には会社法第284条第1項乃至第7項に従って調査された現物出資財産の価額若しくは同条第9項の現物出資財産の価額とする。)
 - () ウ(1)(ロ)の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
 - () ウ(1)(ハ)の時価を下回る交付価額をもって、当該株式の当会社による取得と引換えに当会社の普通株式の交付を請求することができる株式を発行又は交付する場合には、当該交付価額
 - () ウ(1)(ニ)の新株予約権の行使に際して払込みをなすべき価額が時価を下回ることとなる新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)又は新株予約権付社債が発行する場合には、当該1株当たりの払込みをなすべき価額

エ. 上限交付価額及び下限交付価額の調整

上記ウの規定により交付価額の調整を行う場合には、上限交付価額及び下限交付価額についても、交付価額を上限交付価額又は下限交付価額に置換えた上で交付価額調整式を適用して同様の調整を行い(以下それぞれ「調整後上限交付価額」又は「調整後下限交付価額」という。)、ウ(5)の規定により交付価額の調整を行う場合には、上限交付価額及び下限交付価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。ただし、ウ(3)に定める場合には、調整後上限交付価額及び調整後下限交付価額は当該修正日以降これを適用する。

B種優先株式を当会社が取得すると引換えに、当会社が交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{B種優先株主が取得請求のために提出したB種優先株式の発行価額の総額}}{\text{交付価額}}$$

発行すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

取得請求により交付する株式の内容

当会社普通株式

取得請求受付場所

大阪市中央区北浜四丁目5番33号

住友信託銀行株式会社 証券代行部

効力の発生

取得請求書及びB種優先株券が上記に記載する取得請求受付場所の営業時間内に取得請求受付場所に到着したときに、当社がB種優先株式を取得し、当該請求したB種優先株主は当社がその取得と引換えに交付すべき当社の普通株式の株主となる。

(B種優先株式の取得及び引換えに交付される普通株式)

9. 当社は、前項 号の請求期間中に取得請求のなかったB種優先株式を、2022年9月1日以降の日で取締役会決議で定める日(以下「B種優先株式強制取得日」という。)において、取締役会決議により、取得し、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株の払込金相当額をB種優先株式強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)で除して得られる数の普通株式を交付することができる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出しその小数第2位を四捨五入する。当社は、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対して、B種優先株式強制取得日の2週間前までに、当該日を通知、若しくは公告するものとする。
- 第1号の交付すべき普通株式数の算出にあたり、1株に満たない端数が生じた場合、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

(優先配当金の除斥期間)

10. 第37条の規定は、B種優先配当金及びB種優先中間配当金についてこれを準用する。

(優先順位)

11. D種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はB種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとし、D種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はG種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとする。G種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。

(会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無)

12. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(議決権を有しないこととしている理由)

13. 資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

5. D種優先株式の内容は次のとおりであります。

(D種優先配当金)

1. 当社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているD種優先株式を有する株主(以下「D種優先株主」という。)又はD種優先株式の登録株式質権者(以下「D種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主若しくは普通株式の登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、G種優先株式を有する株主(以下「G種優先株主」という。)若しくはG種優先株式の登録株式質権者(以下「G種優先登録株式質権者」という。)及びH種優先株式を有する株主(以下「H種優先株主」という。)若しくはH種優先株式の登録株式質権者(以下「H種優先登録株式質権者」という。)又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(以下上記普通株式及び各種類株式を総称して「D種優先株式に劣後する株式」という。)に先立ち、本項第4号の金額の期末配当(以下「D種優先配当金」という。)を行う。
- 当社は、第36条に定める中間配当を行う場合、D種優先株式に劣後する株式の株主及び登録株式質権者に先立ち、1株につきD種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当(以下「D種優先中間配当金」という。)を行う。
- D種優先中間配当金が支払われた場合においては、第1号のD種優先配当金の支払いは、D種優先中間配当金を控除した額による。
- 2005年3月31日に終了する事業年度に関しては、1株につきD種優先配当金として2,000円(以下「D種清算価値」という。)に4%を乗じた金額に、当該D種優先株式の発行日(同日を含む。)から2005年3月31日(同日を含む。)までの実日数で日割計算(365日)して算出された金額を支払う。
- 2005年4月1日(同日を含む。)から2012年3月31日(同日を含む。)までの間に終了する各事業年度

に関しては、1株につきD種優先配当金として、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、D種清算価値と累積未払配当金額との合計額の4%に相当する額を支払うものとする。

2012年4月1日以降に終了する各事業年度に関しては、各事業年度の1株につきD種優先配当金として、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、D種清算価値と累積未払配当金額との合計額にD種優先株式増加配当率（以下に定義）を乗じて算出される額に相当する金額を支払うものとする。

「D種優先株式増加配当率」の定義は、（ ）直近の4月1日及び10月1日（ただし、該当日がロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ当該レートが存在する日（以下「ロンドン営業日」という。）でない場合には翌ロンドン営業日）のロンドン時間午前11時現在の円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（6ヶ月円LIBOR（360日ベース））としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ（取得できない場合は代替ページ）に表示される各数値の平均値、（ ）4%からD種優先株式発行日の2東京営業日（東京において、銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。）前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート（T.S.R.）としてTelerate Systemsスクリーン17143ページに表示される期間7年に対応するスワップ・レート（以下かかるスワップ・レートを「D種発行日スワップレート」という。）を差し引いた率及び（ ）1.5%を合計した率とする。D種優先株式増加配当率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

（累積条項）

2. ある事業年度において、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がD種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積するものとする。累積未払配当金はD種優先配当金及びD種優先株式に劣後する株式に先立って支払われるものとする。

（非参加条項）

3. D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対しては、D種優先配当金を超えて配当はしない。

（残余財産の分配）

4. 当社の残余財産を分配するときは、D種優先株式に劣後する株式の株主若しくは登録株式質権者に先立ち、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、D種優先株式1株につき1株当たりのD種優先株式取得価格（第9項に定義する。）を支払う。

D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

（議決権）

5. D種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、D種優先株主は、定時株主総会に優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会のと時から、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のと時から、優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまでD種優先株式500株あたり1議決権を有する。

当社は、法令の定めに従い、毎年定時株主総会に、D種優先株式の優先配当の支払いに関する議案を提出するものとする。

（株式の併合又は分割、新株引受権等の付与）

6. 当社は、法令に定める場合を除き、D種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。
当社は、D種優先株主に対し、新株の引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

（優先株式の取得）

7. 当社は、いつでもD種優先株式を取得することができる。

（D種優先株式の取得請求権及び引換えに交付される普通株式）

8. D種優先株主は、2012年4月1日ならびにこれ以降の各年の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日（以下本項において「取得日」という。）において、下記条件により、その有するD種優先株式を当社が取得し、これと引換えに、当社の普通株式を交付するよう請求することができる。

前号の請求により、D種優先株式を当社が取得し、これと引換えに当社が当該株主に交付すべき当社の普通株式数は、D種優先株主が取得請求のために提出したD種優先株式のD種清算価値の総額をその時点で有効なD種優先株式交付価額で除した数とする。ただし、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

（1）D種優先株式交付価額

取得日における交付価額は、当該取得日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の大阪証券取引所における普通株式の取引日（以下本項において「算出期間」という。）における各取引日の出来高加重平均価格（以下「VWAP価格」という。）として大阪証券取引所において公表される価格（大阪証券取引所においてVWAP価格が公表されない場合には、当該取引日の東京時間の午後3時から4時の間にブルームバーグL.P.が提供する普通株式のVWAP価格とし、かかるVWAP価格が当該取引

日に提供されない場合には、当該取引日の大阪証券取引所における普通株式の終値（気配表示を含む。）とする（以下VWAP価格及びこれに代替する数値を「参照価格」という。）の単純平均価格に相当する金額とする（以下「D種優先株式交付価額」という。）。ただし、D種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(2) 参照価格の調整

(イ) 上記D種優先株式交付価額の算出にあたっては、算出期間の初日（同日を含む。）から関連する取得日（同日を含む。）までの期間（以下「調整期間」という。）において、下記の公式で計算すると参照価格が下落することとなる対価で、当社が普通株式を発行若しくは交付した、あるいは本号(2)(ロ)に従い発行若しくは交付したとみなされるときにはいつでも（株式分割の場合はこれに含まれるが、発行済みの新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利を行使した時点での普通株式の発行は除外される。）、D種優先株式交付価額の計算に先立ち、かかる発行若しくは交付以前の当該調整期間にかかる各取引日の参照価格は以下のように引き下げられるものとする（以下「調整後参照価格」という。）。調整後参照価格は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後参照価格} = \text{調整前参照価格} \times \frac{\text{発行前のみなし発行済み普通株式数} + \frac{\text{当社の受領対価}}{\text{時価}}}{\text{発行後のみなし発行済み普通株式数}}$$

「みなし発行済み普通株式数」とは、完全希薄化後（上記のとおり、調整期間中に発行若しくは交付される、又はそのようにみなされる当社の普通株式も含む。）の発行済み普通株式数（普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利がすべて、当時は行使可能だったものとして計算される。）を意味するものとするが、当社あるいはその完全子会社の勘定で所有あるいは保有されている普通株式は一切含まれないものとする。

「当社の受領対価」とは、該当する当社の普通株式の発行若しくは交付により、当社の普通株式の対価として当社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を、さらに、普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利を発行若しくは交付した場合には、それらの行使により、当社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味するものとする。

「時価」とは、() 普通株式が市場で取引されている場合には、時価の決定日に先立つ45取引日に始まる30取引日の大阪証券取引所における普通株式の毎日の1株当たり終値（気配表示を含む。）の単純平均価格（終値のない日は除く。）、() 普通株式が市場で取引されていない場合には、当社の取締役会が誠意をもって決定する普通株式の公正な時価を意味するものとする。単純平均価格は円位未満小数第2位まで計算され、その小数第2位は四捨五入される。

(ロ) 新株予約権の発行

当社が普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利を発行、若しくは交付する場合、かかる発行若しくは交付を、当該新株予約権、その他同様の権利を行使により発行可能若しくは交付可能な普通株式の発行若しくは交付であるとみなし、これらの権利により当初条件に従い発行若しくは交付可能な数の当社の普通株式が、かかる新株予約権、あるいはその他同様の権利の発行日若しくは交付日に発行若しくは交付されたものとみなす。

(ハ) 株式分割

株式分割によって普通株式が発行された場合、上記参照価格の調整に関しては、かかる株式分割により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日に当該普通株式が発行されたものとみなされるものとする。

(ニ) 配当その他の分配

当社が、調整期間中に、普通株式に関し、配当を支払若しくは普通株主に対してそのほかの分配を行った場合（ただし、本項において該当しないとされる株式分割及び株式配当を除く。）、D種優先株式取得価額はかかる配当の1株あたり金額（若しくは現金以外による配当若しくは分配の場合において、当社の取締役会で合理的に決定された当該配当及び分配の1株あたりの公

正市場価格)に相当する額を減額する。

(ホ) その他取締役会が定める調整

本項(2)(イ)で規定されている調整に加え、() 合併、減資、自己株式の取得、普通株式の併合、() 普通株式数の変更、あるいは普通株式数の変更の可能性を生じさせる事由の発生、() 参照価格を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後参照価格の算出に関して使用するべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合のうちいずれかが発生した場合には、当社の取締役会が適当と判断する参照価格に調整されるものとする。

(ヘ) 解釈

この本項に不明瞭な点がある場合、又は取得価額が調整されることとされていない何らかの事由に関連して当社の取締役会が参照価格の調整することが公正であると誠意をもって考える場合、当社の取締役会は、この本項の目的に照らし、公平かつ均衡であると妥当に判断したときに参照価格を調整する権利を有するものとする。

取得請求受付場所

D種優先株式の取得請求権を行使する場合には、必ず下記の受付場所において書面にて行われるものとする。

大阪市中央区北浜四丁目5番33号

住友信託銀行株式会社 証券代行部

効力発生

各取得日において、取得請求書および(株券が発行されている場合には)D種優先株式の株券が上記取得請求受付場所にその営業時間内に到着した時点で、当社が当該D種優先株式を取得し、当該請求したD種優先株主は当社がその取得と引換えに交付すべき当社の普通株式の株主となるものとする。

(当社による取得条項)

9. 当社は、2010年4月1日(同日を含む。)以降随時、取締役会の決議により定める日(以下本項において「取得日」という。)をもって、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みD種優先株式の全て若しくは一部を取得し、当該取得と引換えにD種優先株式1株につき、D種優先株式取得価格(以下に定義)相当額の金銭を交付することができる。「D種優先株式取得価格」は、() D種清算価値、() 取得の対象となるD種優先株式にかかる累積未払配当金、() 最終配当金額(以下に定義)及び() 2012年3月31日以前に取得が行われる場合においては、D種早期取得費(以下に定義)を合計した額に相当する額とする。「最終配当金額」とは、() 2012年3月31日以前においては、D種清算価値に4%を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算(365日)した金額、又は、() 2012年4月1日以降においては、D種清算価値にその時点で有効なD種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算(365日)した金額に相当する金額を意味する。ただし、上記()又は()で特定された金額からは、かかる最終配当金額が計算される事業年度において支払われた全ての中間配当金額が差し引かれるものとする。「D種早期取得費」とは、() D種清算価値に、() D種発行日スワップレートから取得日の5東京営業日前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17143ページに表示される、取得日から2012年3月31日までの期間(本項において「取得費計算期間」という。)に対応するスワップレート(取得日が2011年4月1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日前のロンドン時間午前11時現在の円貨ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(円LIBOR(360日ベース))として、Telerate Systemsスクリーン3750ページ(取得できない場合は代替ページ)に表示される数値とする。)(対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。)を減じた率(ただし、かかる計算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得られた率は0とする。)を乗じた額に、() 取得日から2012年3月31日(同日を含む。)までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する額とする。なお、D種優先株式取得価格、最終配当金額及びD種早期取得費は円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。D種優先株式の一部につき本条に基づく取得を行う場合は、按分比例(端数については抽選)により行う。

(株主による取得請求)

10. 株式会社新生銀行ならびにその子会社及び関係会社により合計で当社の50%超の発行済普通株式が所有されないこととなった場合、D種優先株主は、D種優先株式の全部を当社が取得するよう、当社に対し請求することができる。

前号にかかる取得価格は、1株につき当該請求によって行われるD種優先株式の取得の取得日に有効なD種優先株式取得価格に相当する額とする。

取得請求受付場所

D種優先株式の取得を請求する場合には、必ず下記の受付場所において書面にて行われるものとする。

大阪市中央区北浜四丁目5番33号

住友信託銀行株式会社 証券代行部

株式会社新生銀行ならびにその子会社および関係会社が、合計で発行済み普通株式の50%超を保有しなくなってから14日以内に、当社は、各D種優先株主およびD種優先登録株式質権者に、その旨の通知書を送付するものとする。

(株主による取得請求及び当該取得と引換えに交付される普通株式又は金銭)

11. 当社の、ある事業年度末若しくは第2四半期末における純資産額が560億円を下回り、かかる事実を示す当該事業年度末若しくは第2四半期末における財務諸表が決算短信若しくは第2四半期決算短信において公表された場合には、D種優先株主は、当該財務諸表の公表後30日以内、又は、当該事業年度末若しくは第2四半期末から90日以内に決算短信若しくは第2四半期決算短信が公表されなかった場合には、当該90日の経過後30日以内(以下本項において上記各期間を「請求期間」という。)に、当社に対して通知をすることにより、当社に対して、法律によって許容される範囲で、当社の選択により()D種優先株式を取得し当該取得と引換えに普通株式を交付すること、又は()D種優先株式を取得し当該取得と引換えに金銭を交付すること、のいずれかを行うことを請求することができる。

前号()により普通株式が交付される場合は、本条第8項の取得日を請求期間満了後16営業日以内で当社の取締役会で定める日と読替えて算出されるD種優先株式交付価額で、請求されたD種優先株式のD種清算価値の総額を除いて得られる数の当社の普通株式を交付するものとする。ただし、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整を行わない。

第1号()によりD種優先株式が当社により取得され当該取得と引換えに金銭が交付される場合には、当該D種優先株式の取得と引換えに請求期間満了後16営業日以内で当社の取締役会で定める日におけるD種優先株式取得価格相当額の金銭が交付されるものとする。この場合、取得請求されたD種優先株式の一部について金銭の交付をするときは、D種優先株式の持株比率に応じた按分比例方式(端数について抽選)により行い、金銭の交付がなされない部分については、当該取得と引換えに前号に従って算出される数の普通株式が交付されるものとする。

(優先配当金の除斥期間)

12. 第37条の規定は、D種優先配当金及びD種優先中間配当金についてこれを準用する。

(優先順位)

13. D種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はB種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとし、D種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はG種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとする。G種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。

(譲渡に対する制限)

14. D種優先株式は、当社の承認のある場合を除いて、売却、移転、譲渡し、又はこれに質権を設定する(以下、これらの行為を総称して「譲渡等」という。)ことはできないものとする。但し、次の()ないし()を全て満たした場合には譲渡等は承認されるものとする。()当該株式を250,000株以上を一括して譲渡等すること、()譲渡等の相手方が金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令(平成5年大蔵省令第14号)第10条第1項に定義される適格機関投資家に該当すること、()譲渡等がD種優先株式の当初発行時から2年以内に実行される場合には、当社に対し、譲渡等の譲渡先、譲渡株数、譲渡価格、および譲渡の理由を当該譲渡等予定日の2週間前までに書面により通知するものとし、当社をして、大阪証券取引所に対して、必要な届出等を行うことを可能ならしめるべく必要な事項が先行する通知に含まれていない場合にはかかる事項を別途遅滞なく通知すること。

(劣後証券の配当または支払いに対する制限)

15. D種優先株式の発行済み株式総数が0(ゼロ)とならない限り、当社は、D種優先株式に劣後する証券に対して、配当金その他の分配を行うことを当社の株主総会に提案せず、またいかなる子会社に対してもかかる株式の買受、買取もしくは取得を行わせ、又は行うことを許容しないものとする。但し、D種優先株式に未払い配当金がない場合に限り、()当社の定款において定められる配当率を超えない金額で他の優先株式に配当し、()普通株式については該当する各決算期の末日を含めるこれに先立つ30取引日の大阪証券取引所におけるその普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均価格(平均価格の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する)の1%を1株当た

りの配当金額の上限として利益配当することを当会社の株主総会に対して提案することができるものとする。

(優先もしくは同順位の証券の発行)

16. D種優先株式の発行済み株式総数が0(ゼロ)とならない限り、当会社は、残余財産、配当の支払、(当会社の選択によるか、株主の選択によるかを問わず)当該株式の取得と引換えに金銭が交付される、もしくは買受けされる点についてD種優先株式に優先する、もしくは同順位のいかなる種類の株式も発行してはならないものとする。

(会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無)

17. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(議決権を有しないこととしている理由)

18. 資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

6. G種優先株式の内容は次のとおりであります。

(G種優先配当金)

1. 当会社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式及びH種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式及びH種優先株式を除く種類株式を総称して「G種優先株式に劣後する株式」という。)を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当(以下「G種優先配当金」という。)を行う。ただし、本条第4項に定めるG種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のG種優先配当金の支払いは、G種優先中間配当金を差し引いた額による。

2008年3月31日に終了する事業年度の末日を基準日とする期末配当は行わない。2008年4月1日(同日を含む。)から2015年3月31日(同日を含む。)までの間に終了する各事業年度の末日を基準日とするものに関しては、1株につきG種優先配当金として、G種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対して、2,000円(以下「G種清算価値」という。)に1.5%を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。2015年4月1日以降に終了する各事業年度の末日を基準日とするものに関しては、1株につきG種優先配当金として、G種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対して、G種清算価値にG種優先株式増加配当率(以下に定義)を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。

「G種優先株式増加配当率」とは、()当該基準日が属する事業年度の初日及びその直後の10月1日(ロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ関連するレートが取得可能な日(以下、本項において「ロンドン営業日」という。)でない場合には翌ロンドン営業日)のロンドン時間午前11時現在のユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース))としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ(又はその承継ページ)に表示される各数値の平均値、()1.5%からG種優先株式の最初の発行日の2東京営業日(東京において銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。)前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ(又はその承継ページ)に表示される期間7年に対応するスワップ・レート(当日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.))を取得できない場合には、当該レートを取得できる直後の東京営業日における当該レートとする。)(以下、かかるスワップ・レートを「G種発行日スワップレート」という。)を差し引いた率、及び()1.5%を合計した率とする。ただし、G種優先株式増加配当率の計算は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

(非累積条項)

2. ある事業年度において、G種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がG種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しないものとする。

(非参加条項)

3. G種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対しては、G種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(優先中間配当金)

4. 当会社は、第36条に定める中間配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録

されているG種優先株式に劣後する株式を有する株主又はG種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、1株につきG種優先配当金の2分の1に相当する額の間配当（以下「G種優先中間配当金」という。）を行う。

（残余財産の分配）

5. 当会社の残余財産を分配するときは、G種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対し、G種優先株式に劣後する株式を有する株主又はG種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、G種優先株式1株につき、（ ）G種清算価値、（ ）G種最終配当金額（以下に定義）、及び（ ）2015年3月31日以前に残余財産の分配が行われる場合には、G種早期取得費（以下に定義）を合計した額に相当する額を支払う。

ただし、本項の目的上、G種最終配当金額及びG種早期取得費の定義中、「取得日」を「残余財産の分配が行われる日」と読み替えるものとする。

G種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

（議決権）

6. G種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、G種優先株主は、定時株主総会にG種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは当該総会の時から、G種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該総会の終結の時から、G種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまでG種優先株式500株あたり1議決権を有する。

（株式の併合又は分割、募集株式又は募集新株予約権の割当て等）

7. 当会社は、法令に定める場合を除き、G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当会社は、G種優先株主に対し、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

（G種優先株式の取得）

8. 当会社は、D種優先株式の発行済み株式総数が0となった時以降いつでも、G種優先株式を取得することができる。

（当会社の普通株式を対価とする取得請求権）

9. G種優先株主は、2010年3月1日以降いつでも、下記条件により、その有するG種優先株式を当社が取得し、これと引換えに当会社の普通株式を交付するよう請求することができる。

前号の請求に基づく当社によるG種優先株式の取得と引換えに、当社がG種優先株主に交付すべき当会社の普通株式数は、当該G種優先株主が取得請求のために提出したG種優先株式のG種清算価値の総額をその時点で有効なG種優先株式交付価額（以下に定義）で除した数とする。ただし、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

（1）G種優先株式交付価額

当初のG種優先株式交付価額は、当社にG種優先株式の発行を認めた当社の定款の変更を株主が決議した後の最初の取引日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の大阪証券取引所にお

ける当社の普通株式の各取引日の出来高加重平均価格（以下、本項において「VWAP価格」という。）として大阪証券取引所において公表される価格（大阪証券取引所においてVWAP価格が公表されない場合には、当該取引日の東京時間の午後3時から4時の間にブルームバーグL.P.が提供する普通株式のVWAP価格とし、かかるVWAP価格が当該取引日に提供されない場合には、当該取引日の大阪証券取引所における普通株式の終値（気配表示を含む。）とする。）の単純平均価格に相当する金額とする。ただし、当初のG種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

（2）G種優先株式交付価額の調整

- （イ）下記の算式で計算するとG種優先株式交付価額を下落させることとなる対価で、当社が普通株式を発行若しくは交付した、又は本号（2）（ロ）に従って発行若しくは交付したとみなされるときにはいつでも（発行済みの新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利の行使による当社の普通株式の発行又は交付は除外される。）、かかる発行時若しくは交付時、又は発行若しくは交付したとみなされた直後に、G種優先株式交付価額は以下に従い減額される（以下、このように減額されたG種優先株式交付価額を「調整後G種優先株式交付価額」という。）。ただし、調整後G種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後G種優先株式交付価額} = \text{調整前G種優先株式交付価額} \times \frac{\text{発行又は交付前のみなし発行済み普通株式数} + \frac{\text{当社の受領対価}}{\text{時価}}}{\text{発行又は交付後のみなし発行済み普通株式数}}$$

上記算式における「みなし発行済み普通株式数」とは、当該時点において、当会社の普通株式を対象とする新株予約権、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利がすべて行使されたと仮定した場合（当該証券又は権利が当該時点において行使可能であるとして計算するものとする。）における発行済み普通株式数を意味する。ただし、当会社又はその完全子会社の勘定で所有又は保有されている当会社の普通株式は一切含まないものとして計算する。

上記算式における「当会社の受領対価」とは、当会社の普通株式の発行又は交付の場合には、当該発行又は交付により、当会社の普通株式の対価として当会社が受け取った、又は受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味し、また、普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利の発行若しくは交付の場合には、当該発行又は交付により、当該証券又は権利の対価として当会社が受け取った、又は受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額に、それらの行使により、当会社が受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を加えた額を意味するものとする。

上記算式における「時価」とは、（ ）当会社の普通株式が市場で取引されている場合には、調整後G種優先株式交付価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日（終値がない日は除く。）の大阪証券取引所における当会社の普通株式の毎日の1株当たり終値（気配表示を含む。）の単純平均価格（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）、又は（ ）当会社の普通株式が市場で取引されていない場合には、当会社の取締役会が誠意をもって決定する当会社の普通株式の公正な価額を意味するものとする。

（ロ）新株予約権等の発行

当会社が当会社の普通株式を対象とする新株予約権、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利を発行又は交付する場合、かかる発行又は交付を、当該新株予約権、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利の行使により発行可能若しくは交付可能な当会社の普通株式の発行又は交付であるとみなし、これらの権利により当初条件に従い発行又は交付可能な数の当会社の普通株式が、かかる新株予約権、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利の発行日若しくは交付日に発行又は交付されたものとみなされるものとする。

（ハ）株式分割

当会社の普通株式の分割がなされた場合、上記算式に拘らず、G種優先株式交付価額は、当該株式分割に係る基準日（基準日を定めない場合には効力発生日）の直前に本項に基づくG種優先株式の取得請求が行われていたと仮定した場合にG種優先株主が保有することになる数の当会社の普通株式を、G種優先株主が本項に基づく取得請求により交付を受けることができるように適切に調整される。かかる調整は、当該株式分割に係る基準日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日に行われる。

（二）配当その他の分配

当会社が、当会社の普通株式に関し、配当を支払い又は普通株主に対してそのほかの分配を行った場合（ただし、株式分割及び株式配当を除く。）、G種優先株式交付価額は、かかる配当の1株あたり金額（又は現金以外による配当若しくは分配の場合には、当会社の取締役会で合理的に決定された当該配当及び分配の1株あたりの公正市場価格）に相当する額を減額される。

（ホ）その他当会社の取締役会が定める調整

本号（2）（イ）乃至（二）で規定されている調整に加え、（ ）合併、減資、自己株式の取得、若しくは当会社の普通株式の併合、（ ）当会社の普通株式数の変更、若しくは当会社の普通株式数の変更の可能性を生ぜしめる事由の発生、又は（ ）G種優先株式交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後G種優先株式交付価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合のうちいずれかが発生した場合には、当会社の取締役会が適当と判断するG種優先株式交付価額に調整されるものとする。

（ヘ）解釈

本項に不明瞭な点がある場合、又はG種優先株式交付価額が調整されることとされていない何らかの事象の発生に関連して当会社の取締役会がG種優先株式交付価額を調整することが公正であ

ると誠意をもって考える場合、当社の取締役会は、本項の目的に照らし、公平かつ均衡であると
妥当に判断したときにG種優先株式交付価額を調整する権利を有するものとする。

(当社の普通株式を対価とする取得条項)

10. 当社は、2011年4月1日(同日を含む。)から2013年3月31日(同日を含む。)までの期間、当社の取締役会決議により定める日をもって、G種優先株主及びG種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みG種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにG種優先株式のG種清算価値の総額をその時点で有効なG種優先株式交付価額で除した数の当社の普通株式を交付することができる。ただし、当社の普通株式の時価(上記通知の送付日付で前項第2号(2)(イ)に定めるところに従い計算されたもの。)がその時点で有効なG種優先株式交付価額の150%を上回った場合に限る。また、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。
G種優先株式の一部につき、本項に基づく取得を行う場合は、按分比例(端数については抽選)により行う。

(金銭を対価とする取得条項)

11. 当社は、D種優先株式の発行済み株式総数が0となった日以降いつでも(ただし、2013年4月1日以降に限る。)、当社の取締役会の決議により定める日(以下、本項において「取得日」という。)をもって、G種優先株主及びG種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みG種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにG種優先株式1株につき、G種優先株式取得価格(以下に定義)相当額の金銭を交付することができる。

「G種優先株式取得価格」とは、()G種清算価値、()G種最終配当金額(以下に定義)、及び()2015年3月31日以前に取得が行われる場合においては、G種早期取得費(以下に定義)を合計した額に相当する額を意味する。

「G種最終配当金額」とは、()取得日が2015年3月31日以前に開始する事業年度に属する場合は、G種清算価値に1.5%を乗じた金額を、当該事業年度の初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算した金額、又は()取得日が2015年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合は、G種清算価値にその時点で有効なG種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの日数で日割計算した金額に相当する額を意味する。ただし、上記()又は()により計算された金額から、取得日が属する事業年度において支払われた全てのG種優先中間配当金の額が差し引かれるものとする。

「G種早期取得費」とは、()G種清算価値に、()G種発行日スワップ・レートから、取得日の5東京営業日前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ(又はその承継ページ)に表示される、取得日から2015年3月31日までの期間(以下、本項において「取得費計算期間」という。)に対応するスワップ・レート(当日の東京時間午前10時現在の当該スワップ・レートを取得できない場合には、当該レートを取得できる直前の東京営業日における当該レートとする。)(ただし、取得日が2014年4月1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日前の日のロンドン時間午前11時現在のユーロ円ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(円LIBOR(360日ベース))としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ(又はその承継ページ)に表示される、取得費計算期間に対応する数値とする。)(なお、いずれの場合も対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。)を減じた率(ただし、かかる計算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得られた率を0とする。)を乗じた額に、()取得日から2015年3月31日(同日を含む。)までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する額とする。ただし、G種優先株式取得価格、G種最終配当金額及びG種早期取得費の計算は円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

G種優先株式の一部につき、本項に基づく取得を行う場合は、按分比例(端数については抽選)により行う。

(金銭を対価とする取得請求権)

12. 株式会社新生銀行ならびにその子会社及び関係会社により合計で当社の50%超の発行済普通株式が所有されないこととなった場合、D種優先株式の発行済み株式総数が0となった時以降、G種優先株主は、G種優先株式の全部を当社が取得するよう、当社に対し請求することができる。
前号にかかる取得価格は、1株につき当該請求によって行われるG種優先株式の取得の取得日に有効なG種優先株式取得価額に相当する額とする。

(優先配当金の除斥期間)

13. 第37条の規定は、G種優先配当金及びG種優先中間配当金についてこれを準用する。

(優先順位)

14. D種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はB種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとし、D種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はG種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとする。G種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。

(取得請求受付場所)

15. 大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社 証券代行部

(会社法第322条第2項に規定する定款の定め有無)

16. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(議決権を有しないこととしている理由)

17. 資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

7. H種優先株式の内容は次のとおりであります。

(H種優先配当金)

1. 当社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式及びG種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式及びG種優先株式を除く種類株式を総称して「H種優先株式に劣後する株式」という。)を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当(以下「H種優先配当金」という。)を行う。ただし、本条第4項に定めるH種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のH種優先配当金の支払いは、H種優先中間配当金を差し引いた額による。

2009年3月31日に終了する事業年度の末日を基準日とする期末配当は行わない。2009年4月1日(同日を含む。)から2016年3月31日(同日を含む。)までの間に終了する各事業年度の末日を基準日とするものに関しては、1株につきH種優先配当金として、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対して、2,000円(以下「H種清算価値」という。)に1.5%を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。2016年4月1日以降に終了する各事業年度の末日を基準日とするものに関しては、1株につきH種優先配当金として、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対して、H種清算価値にH種優先株式増加配当率(以下に定義)を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。

「H種優先株式増加配当率」とは、()当該基準日が属する事業年度の初日及びその直後の10月1日(ロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ関連するレートが取得可能な日(以下、本項において「ロンドン営業日」という。)でない場合には翌ロンドン営業日)のロンドン時間午前11時現在のユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース))としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ(又はその承継ページ)に表示される各数値の平均値、()1.5%からH種優先株式の最初の発行日の2東京営業日(東京において銀行が営業を行っている日という、以下同じ。)前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ(又はその承継ページ)に表示される期間7年に対応するスワップ・レート(当日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.))を取得できない場合には、当該レートを取得

できる直後の東京営業日における当該レートとする。)(以下、かかるスワップ・レートを「H種発行日スワップ・レート」という。)を差し引いた率、及び()1.5%を合計した率とする。ただし、H種優先株式増加配当率の計算は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

(非累積条項)

2. ある事業年度において、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がH種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しないものとする。

(非参加条項)

3. H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対しては、H種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(優先中間配当金)

4. 当社は、第36条に定める中間配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録

されているH種優先株式に劣後する株式を有する株主又はH種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、1株につきH種優先配当金の2分の1に相当する額の間配当（以下「H種優先中間配当金」という。）を行う。

（残余財産の分配）

5. 当会社の残余財産を分配するときは、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対し、H種優先株式に劣後する株式を有する株主又はH種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、H種優先株式1株につき、（ ）H種清算価値、（ ）H種最終配当金額（以下に定義）、及び（ ）2016年3月31日以前に残余財産の分配が行われる場合には、H種早期取得費（以下に定義）を合計した額に相当する額を支払う。

ただし、本項の目的上、H種最終配当金額及びH種早期取得費の定義中、「取得日」を「残余財産の分配が行われる日」と読み替えるものとする。

H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対しては、前号の他、残余財産の分配は行わない。

（議決権）

6. H種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、H種優先株主は、定時株主総会にH種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは当該総会の時から、H種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該総会の終結の時から、H種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまでH種優先株式500株当たり1議決権を有する。

（株式の併合又は分割、募集株式又は募集新株予約権の割当て等）

7. 当会社は、法令に定める場合を除き、H種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。
当会社は、H種優先株主に対し、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

（H種優先株式の取得）

8. 当会社は、D種優先株式の発行済み株式総数が0となった時以降いつでも、H種優先株式を取得することができる。

（当会社の普通株式を対価とする取得請求権）

9. H種優先株主は、2011年3月1日以降いつでも、下記条件により、その有するH種優先株式を当社が取得し、これと引換えに当会社の普通株式を交付するよう請求することができる。

前号の請求に基づく当社によるH種優先株式の取得と引換えに、当社がH種優先株主に交付すべき当会社の普通株式数は、当該H種優先株主が取得請求のために提出したH種優先株式のH種清算価値の総額をその時点で有効なH種優先株式交付価額（以下に定義）で除した数とする。ただし、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

（1）H種優先株式交付価額

当初のH種優先株式交付価額は、当社にH種優先株式の発行を認めた当社の定款の変更を株主が決議した後の最初の取引日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の大阪証券取引所における当社の普通株式の各取引日の出来高加重平均価格（以下、本項において「VWAP価格」という。）として大阪証券取引所において公表される価格（大阪証券取引所においてVWAP価格が公表されない場合には、当該取引日の東京時間の午後3時から4時の間にブルームバーグL.P.が提供する普通株式のVWAP価格とし、かかるVWAP価格が当該取引日に提供されない場合には、当該取引日の大阪証券取引所における普通株式の終値（気配表示を含む。）とする。）の単純平均価格に相当する金額とする。ただし、当初のH種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

（2）H種優先株式交付価額の調整

- （イ）下記の算式で計算するとH種優先株式交付価額を下落させることとなる対価で、当社が普通株式を発行若しくは交付した、又は本号（2）（ロ）に従って発行若しくは交付したとみなされるときにはいつでも（発行済みの新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利の行使による当社の普通株式の発行又は交付は除外される。）、かかる発行時若しくは交付時、又は発行若しくは交付したとみなされた直後に、H種優先株式交付価額は以下に従い減額される（以下、このように減額されたH種優先株式交付価額を「調整後H種優先株式交付価額」という。）
ただし、調整後H種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後H種優先株式交付価額} = \text{調整前H種優先株式交付価額} \times \frac{\text{発行又は交付前のみなし発行済み普通株式数} + \frac{\text{当社の受領対価}}{\text{時価}}}{\text{発行又は交付後ののみなし発行済み普通株式数}}$$

上記算式における「のみなし発行済み普通株式数」とは、当該時点において、当社の普通株式を対象とする新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利が全て行使されたと仮定した場合（当該証券又は権利が当該時点において行使可能であるとして計算するものとする。）における発行済み普通株式数を意味する。

ただし、当社又はその完全子会社の勘定で所有又は保有されている当社の普通株式は一切含まないものとして計算する。

上記算式における「当社の受領対価」とは、当社の普通株式の発行又は交付の場合には、当該発行又は交付により、当社の普通株式の対価として当社が受け取った、又は受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味し、また、普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利の発行若しくは交付の場合には、当該発行又は交付により、当該証券又は権利の対価として当社が受け取った、又は受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額に、それらの行使により、当社が受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を加えた額を意味する。

上記算式における「時価」とは、（ ）当社の普通株式が市場で取引されている場合には、調整後H種優先株式交付価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日（終値がない日は除く。）の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の1株当たり終値（気配表示を含む。）の単純平均価格（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）、又は（ ）当社の普通株式が市場で取引されていない場合には、当社の取締役会が誠意をもって決定する当社の普通株式の公正な時価を意味する。

（ロ）新株予約権等の発行

当社が当社の普通株式を対象とする新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利を発行又は交付する場合、かかる発行又は交付を、当該新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利の行使により発行可能若しくは交付可能な当社の普通株式の発行又は交付であるとみなし、これらの権利により当初条件に従い発行又は交付可能な数の当社の普通株式が、かかる新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利の発行日若しくは交付日に発行又は交付されたものとみなす。

（ハ）株式分割

当社の普通株式の分割がなされた場合、上記算式にかかわらず、H種優先株式交付価額は、当該株式分割に係る基準日（基準日を定めない場合には効力発生日）の直前に本項に基づくH種優先株式の取得請求が行われていたと仮定した場合にH種優先株主が保有することになる数の当社の普通株式を、H種優先株主が本項に基づく取得請求により交付を受けることができるように適切に調整される。かかる調整は、当該株式分割に係る基準日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日に行われる。

（ニ）配当その他の分配

当社が、当社の普通株式に関し、配当を支払い又は普通株主に対してその他の分配を行った場合（ただし、株式分割及び株式配当を除く。）、H種優先株式交付価額は、かかる配当の1株当たり金額（又は現金以外による配当若しくは分配の場合には、当社の取締役会で合理的に決定された当該配当及び分配の1株当たりの公正市場価格）に相当する額を減額される。

（ホ）その他当社の取締役会が定める調整

本号（2）（イ）乃至（二）で規定されている調整に加え、（ ）合併、減資、自己株式の取得若しくは当社の普通株式の併合、（ ）当社の普通株式数の変更、若しくは当社の普通株式数の変更の可能性を生ぜしめる事由の発生、又は（ ）H種優先株式交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後H種優先株式交付価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合のうちいずれかが発生

した場合には、当社の取締役会が適当と判断するH種優先株式交付価額に調整されるものとする。

(ヘ) 解釈

本項に不明瞭な点がある場合、又はH種優先株式交付価額が調整されることとされていない何らかの事象の発生に関連して当社の取締役会がH種優先株式交付価額を調整することが公正であると誠意をもって考える場合、当社の取締役会は、本項の目的に照らし、公平かつ均衡であると妥当に判断したときにH種優先株式交付価額を調整する権利を有するものとする。

(当社の普通株式を対価とする取得条項)

10. 当社は、2012年4月1日(同日を含む。)から2014年3月31日(同日を含む。)までの期間、当社の取締役会決議により定める日をもって、H種優先株主及びH種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みH種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにH種優先株式のH種清算価値の総額をその時点で有効なH種優先株式交付価額で除した数の当社の普通株式を交付することができる。ただし、当社の普通株式の時価(上記通知の送付日付で前項第2号(2)(イ)に定めるところに従い計算されたもの。)がその時点で有効なH種優先株式交付価額の150%を上回った場合に限る。また、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

H種優先株式の一部につき、本項に基づく取得を行う場合は、按分比例(端数については抽選)により行う。

(金銭を対価とする取得条項)

11. 当社は、D種優先株式の発行済み株式総数が0となった日以降いつでも(ただし、2014年4月1日以降に限る。)、当社の取締役会の決議により定める日(以下、本項において「取得日」という。)をもって、H種優先株主及びH種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みH種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにH種優先株式1株につき、H種優先株式取得価格(以下に定義)相当額の金銭を交付することができる。

「H種優先株式取得価格」とは、() H種清算価値、() H種最終配当金額、及び() 2016年3月31日以前に取得が行われる場合においては、H種早期取得費を合計した額に相当する額を意味する。

「H種最終配当金額」とは、(i) 取得日が2016年3月31日以前に開始する事業年度に属する場合は、H種清算価値に1.5%を乗じた金額を、当該事業年度の初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算した金額、又は() 取得日が2016年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合は、H種清算価値にその時点で有効なH種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの日数で日割計算した金額に相当する額を意味する。ただし、上記(i) 又は() により計算された金額から、取得日が属する事業年度において支払われた全てのH種優先中間配当金の額が差し引かれるものとする。

「H種早期取得費」とは、(i) H種清算価値に、() H種発行日スワップ・レートから、取得日の5東京営業日前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ(又はその承継ページ)に表示される、取得日から2016年3月31日までの期間(以下、本項において「取得費計算期間」という。)に対応するスワップ・レート(当日の東京時間午前10時現在の当該スワップ・レートを取得できない場合には、当該レートを取得できる直前の東京営業日における当該レートとする。)(ただし、取得日が2015年4月1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日前の日のロンドン時間午前11時現在のユーロ円ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(円LIBOR(360日ベース))としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ(又はその承継ページ)に表示される、取得費計算期間に対応する数値とする。)(なお、いずれの場合も対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。)を減じた率(ただし、かかる計算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得られた率を0とする。)を乗じた額に、() 取得日から2016年3月31日(同日を含む。)までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する金額とする。ただし、H種優先株式取得価格、H種最終配当金額及びH種早期取得費の計算は円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

H種優先株式の一部につき、本項に基づく取得を行う場合は、按分比例(端数については抽選)により行う。

(金銭を対価とする取得請求権)

12. 株式会社新生銀行ならびにその子会社及び関係会社により合計で当社の50%超の発行済普通株式が所有されないこととなった場合、D種優先株式の発行済み株式総数が0となった時以降、H種優先株主は、H種優先株式の全部を当社が取得するよう、当社に対し請求することができる。

前号に係る取得価格は、1株につき当該請求によって行われるH種優先株式の取得日に有効なH種優先株式取得価格に相当する額とする。

(優先配当金の除斥期間)

13. 第37条の規定は、H種優先配当金及びH種優先中間配当金についてこれを準用する。

(優先順位)

14. D種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はB種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとし、D種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はG種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとする。G種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。

(取得請求受付場所)

15. 大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社 証券代行部

(会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無)

16. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(議決権を有しないこととしている理由)

17. 資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第一回B種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成23年1月1日から 平成23年3月31日まで)	第56期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(株)	-	7,500,000
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	102,040,816
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	73.50
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(株)	-	7,500,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	102,040,816
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	73.50
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	-

第一回C種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成23年1月1日から 平成23年3月31日まで)	第56期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(株)	-	15,000,000
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	204,081,632
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	73.50
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(株)	-	15,000,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	204,081,632
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	73.50
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	-

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年7月5日 (注)1	普通株式 34,036	普通株式 227,510 第一回A種優先株式 5,000 第一回B種優先株式 10,000 第一回C種優先株式 15,000 D種優先株式 49,000 E種優先株式 71,500	-	15,000	-	3,750
平成18年8月30日 (注)2	第一回A種優先株式 5,000	普通株式 227,510 第一回B種優先株式 10,000 第一回C種優先株式 15,000 D種優先株式 49,000 E種優先株式 71,500	-	15,000	-	3,750
平成19年3月26日 (注)3	F種優先株式 10,000	普通株式 227,510 第一回B種優先株式 10,000 第一回C種優先株式 15,000 D種優先株式 49,000 E種優先株式 71,500 F種優先株式 10,000	10,000	25,000	10,000	13,750
平成19年6月28日 (注)4	-	普通株式 227,510 第一回B種優先株式 10,000 第一回C種優先株式 15,000 D種優先株式 49,000 E種優先株式 71,500 F種優先株式 10,000	10,000	15,000	10,000	3,750

年月日	発行済株式総数 増減数(千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年10月18日 (注)5	普通株式 8,421	普通株式 235,931 第一回B種優先株式 10,000 第一回C種優先株式 15,000 D種優先株式 49,000 E種優先株式 71,500 F種優先株式 10,000	-	15,000	-	3,750
平成19年10月31日 (注)6	E種優先株式 1,000	普通株式 235,931 第一回B種優先株式 10,000 第一回C種優先株式 15,000 D種優先株式 49,000 E種優先株式 70,500 F種優先株式 10,000	-	15,000	-	3,750
平成20年3月28日 (注)7	G種優先株式 25,000	普通株式 235,931 第一回B種優先株式 10,000 第一回C種優先株式 15,000 D種優先株式 49,000 E種優先株式 70,500 F種優先株式 10,000 G種優先株式 25,000	25,000	40,000	25,000	28,750
平成20年9月19日 (注)8	-	普通株式 235,931 第一回B種優先株式 10,000 第一回C種優先株式 15,000 D種優先株式 49,000 E種優先株式 70,500 F種優先株式 10,000 G種優先株式 25,000	25,000	15,000	25,000	3,750

年月日	発行済株式総数 増減数(千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年3月30日 (注)9	D種優先株式 32,250 H種優先株式 32,250	普通株式 235,931 第一回B種優先株式 10,000 第一回C種優先株式 15,000 D種優先株式 16,750 E種優先株式 70,500 F種優先株式 10,000 G種優先株式 25,000 H種優先株式 32,250	32,250	47,250	32,250	36,000
平成21年8月4日 (注)10	-	普通株式 235,931 第一回B種優先株式 10,000 第一回C種優先株式 15,000 D種優先株式 16,750 E種優先株式 70,500 F種優先株式 10,000 G種優先株式 25,000 H種優先株式 32,250	32,250	15,000	32,250	3,750
平成22年3月16日 (注)11	普通株式 393,749	普通株式 629,681 第一回B種優先株式 10,000 第一回C種優先株式 15,000 D種優先株式 16,750 E種優先株式 70,500 F種優先株式 10,000 G種優先株式 25,000 H種優先株式 32,250	-	15,000	-	3,750

年月日	発行済株式総数 増減数(千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年3月17日 (注)12	普通株式 589,473	普通株式 1,219,155 第一回B種優先株式 10,000 第一回C種優先株式 15,000 D種優先株式 16,750 E種優先株式 70,500 F種優先株式 10,000 G種優先株式 25,000 H種優先株式 32,250	-	15,000	-	3,750
平成22年3月30日 (注)13	D種優先株式 8,250 E種優先株式 70,500 F種優先株式 10,000 G種優先株式 12,000	普通株式 1,219,155 第一回B種優先株式 10,000 第一回C種優先株式 15,000 D種優先株式 8,500 G種優先株式 13,000 H種優先株式 32,250	-	15,000	-	3,750
平成22年6月30日 (注)14	普通株式 565	普通株式 1,218,589 第一回B種優先株式 10,000 第一回C種優先株式 15,000 D種優先株式 8,500 G種優先株式 13,000 H種優先株式 32,250	-	15,000	-	3,750
平成22年9月28日 (注)15	普通株式 306,122	普通株式 1,524,711 第一回B種優先株式 10,000 第一回C種優先株式 15,000 D種優先株式 8,500 G種優先株式 13,000 H種優先株式 32,250	-	15,000	-	3,750

年月日	発行済株式総数 増減数(千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年9月30日 (注)16	普通株式 500	普通株式 1,524,211 第一回B種優先株式 10,000 第一回C種優先株式 15,000 D種優先株式 8,500 G種優先株式 13,000 H種優先株式 32,250	-	15,000	-	3,750
平成22年10月29日 (注)17	第一回B種優先株式 7,500 第一回C種優先株式 15,000	普通株式 1,524,211 第一回B種優先株式 2,500 D種優先株式 8,500 G種優先株式 13,000 H種優先株式 32,250	-	15,000	-	3,750

- (注) 1. 第一回A種優先株式の取得と引換えに交付したことにより増加しております。
2. 消却したことにより減少しております。
 3. 有償、第三者割当、発行価格 2,000円、資本組入額 1,000円、割当先 株式会社新生銀行
 4. その他資本剰余金への振替えにより、資本金および資本準備金が減少しております。
 5. E種優先株式の取得と引換えに交付したことにより増加しております。
 6. 消却したことにより減少しております。
 7. 有償、第三者割当、発行価格 2,000円、資本組入額 1,000円、割当先 株式会社新生銀行
 8. その他資本剰余金への振替えにより、資本金および資本準備金が減少しております。
 9. D種優先株式：消却したことにより減少しております。
H種優先株式：有償、第三者割当、発行価格 2,000円、資本組入額 1,000円、割当先 株式会社新生銀行
 10. その他資本剰余金への振替えにより、資本金および資本準備金が減少しております。
 11. F種優先株式およびG種優先株式の取得と引換えに交付したことにより増加しております。
 12. E種優先株式の取得と引換えに交付したことにより増加しております。
 13. 消却したことにより減少しております。
 14. 消却したことにより減少しております。
 15. 第一回B種優先株式および第一回C種優先株式の取得と引換えに交付したことにより増加しております。
 16. 消却したことにより減少しております。
 17. 消却したことにより減少しております。

(6)【所有者別状況】

普通株式

平成23年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 500株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	12	22	300	15	4	7,600	7,953	-
所有株式数（単元）	-	14,959	16,915	2,913,665	4,215	26	98,168	3,047,948	237,152
所有株式数の割合（％）	-	0.48	0.55	95.61	0.14	0.00	3.22	100.00	-

（注）自己株式 1,724株は「個人その他」に3単元、「単元未満株式の状況」に224株含まれております。

第一回B種優先株式

平成23年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 500株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	1	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数（単元）	-	5,000	-	-	-	-	-	5,000	-
所有株式数の割合（％）	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

D種優先株式

平成23年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 500株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	1	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数（単元）	-	17,000	-	-	-	-	-	17,000	-
所有株式数の割合（％）	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

G種優先株式

平成23年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 500株）							計	単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	1	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数 （単元）	-	26,000	-	-	-	-	-	26,000	-
所有株式数の 割合（％）	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

H種優先株式

平成23年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 500株）							計	単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	1	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数 （単元）	-	64,500	-	-	-	-	-	64,500	-
所有株式数の 割合（％）	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

(7)【大株主の状況】

平成23年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
新生フィナンシャル株式会社	東京都千代田区鍛冶町一丁目7番7号	1,446,036	91.49
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	56,250	3.55
大阪証券金融株式会社	大阪府中央区北浜二丁目4番6号	3,791	0.23
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	3,340	0.21
株式会社エクシブ	東京都豊島区北大塚二丁目34番15号	1,670	0.10
株式会社エクシブネット	東京都豊島区北大塚二丁目34番15号	1,492	0.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,456	0.09
T I S 株式会社	東京都港区海岸一丁目14番5号	1,449	0.09
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地	1,415	0.08
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,130	0.07
計	-	1,518,031	96.04

(注) 1. 前事業年度末現在主要株主であった株式会社新生銀行保有の当社の全普通株式(1,446,036千株)が同子会社の新生フィナンシャル株式会社に譲渡されたため、前事業年度末現在主要株主でなかった新生フィナンシャル株式会社が当事業年度末では主要株主となっております。

2. 大阪証券金融株式会社の所有株式は、証券金融業務に係るものであります。

3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)の所有株式は、信託業務に係るものであります。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

平成23年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
新生フィナンシャル株式会社	東京都千代田区鍛冶町一丁目7番7号	2,892,072	91.50
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	112,500	3.55
大阪証券金融株式会社	大阪府中央区北浜二丁目4番6号	7,582	0.23
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	6,681	0.21
株式会社エクシブ	東京都豊島区北大塚二丁目34番15号	3,340	0.10
株式会社エクシブネット	東京都豊島区北大塚二丁目34番15号	2,985	0.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,913	0.09
T I S 株式会社	東京都港区海岸一丁目14番5号	2,899	0.09
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地	2,831	0.08
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	2,260	0.07
計	-	3,036,063	96.06

(8)【議決権の状況】
【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,500	-	「1. 株式等の状況(1) 株式の総数等 発行済株式」に記載のとおりであります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,523,972,500	3,047,945	同上
	第一回B種優先株式 2,500,000	5,000	
	D種優先株式 8,500,000	17,000	
	G種優先株式 13,000,000	26,000	
	H種優先株式 32,250,000	64,500	
単元未満株式	普通株式 237,152	-	一単元(500株)未満の株式
発行済株式総数	1,580,461,152	-	-
総株主の議決権	-	3,160,445	-

(注) 第一回B種優先株式、D種優先株式、G種優先株式およびH種優先株式は、平成22年3月期に係る配当がなかったため、議決権を有しております。

【自己株式等】

普通株式

平成23年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アプラス フィナンシャル	大阪市中央区南船 場一丁目17番26号	1,500	-	1,500	0.00

(9)【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得および会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会(平成22年3月16日)での決議状況 (取得期間 平成22年3月17日～平成23年3月16日)	30,000,000	3,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	1,000,000	53,795,500
残存授権株式の総数及び価額の総額	29,000,000	2,946,204,500
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	96.7	98.2
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	96.7	98.2

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	3,291	171,428
当期間における取得自己株式	329	17,667

(注) 当期間における取得自己株式には、平成23年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		当期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月29日)	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	1,066,571	71,817,537	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	1,724	-	2,053	-

(注) 当期間における保有自己株式には、平成23年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

【株式の種類等】 会社法第155条第4号に該当する第一回B種優先株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	7,500,000	-
当期間における取得自己株式	-	-

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		当期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月29日)	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	7,500,000	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	-	-	-	-

【株式の種類等】 会社法第155条第4号に該当する第一回C種優先株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	15,000,000	-
当期間における取得自己株式	-	-

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		当期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月29日)	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	15,000,000	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	-	-	-	-

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当するD種優先株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会(平成22年3月16日)での決議状況 (取得期間平成22年3月17日~平成23年3月16日)	14,000,000	28,560,000,000
当事業年度前における取得自己株式	5,500,000	11,220,000,000
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存授權株式の総数及び価額の総額	8,500,000	17,340,000,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	60.7	60.7
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	60.7	60.7

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当するE種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会(平成22年3月16日)での決議状況 (取得期間 平成22年3月17日~平成23年3月16日)	500,000	1,007,500,000
当事業年度前における取得自己株式	500,000	1,007,500,000
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存授權株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

配当につきましては、財務体質の強化および将来の事業展開に備えるとともに、当社グループを取り巻く環境などを総合的に勘案し、中長期的な視点にたって株主の皆さまへの安定的な利益還元を行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、当社を取り巻く事業環境は引き続き不透明感が残ることや、東日本大震災の影響などにより当事業年度の当期純利益が事前の業績予想を下回ったことなどから、内部留保による財務基盤の強化に努めることとし、誠に遺憾ではございますが、すべての種類株式について無配とさせていただきます。

内部留保資金につきましては、戦略ビジョンの実現に向けた基盤整備および財務体質の強化のために効果的に活用してまいります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次 決算年月	第52期 平成19年3月	第53期 平成20年3月	第54期 平成21年3月	第55期 平成22年3月	第56期 平成23年3月
最高(円)	635	187	124	157	95
最低(円)	152	64	27	44	33

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年10月	平成22年11月	平成22年12月	平成23年1月	平成23年2月	平成23年3月
最高(円)	42	48	52	51	95	80
最低(円)	33	35	40	44	44	37

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 (代表取締役)	最高経営責任者	野口 郷司	昭和27年7月14日生	平成15年7月 株式会社新生銀行ビジネスソリューション第二部長 平成16年10月 当社執行役員 平成17年12月 アルファ債権回収株式会社取締役(現任) 平成18年3月 全日信販株式会社監査役(現任) 平成19年1月 当社取締役常務執行役員財務部長 平成22年4月 当社取締役財務部長 平成23年4月 当社代表取締役社長(現任) 平成23年4月 株式会社アプラス代表取締役社長 社長執行役員(現任) 平成23年4月 株式会社アプラスパーソナルローン代表取締役社長(現任)	(注)2	普通株式 25
取締役副社長 (代表取締役)		渡邊 昌治	昭和33年3月17日生	平成22年12月 株式会社新生銀行執行役員人事部長 平成23年4月 当社副社長執行役員 平成23年6月 当社代表取締役副社長(現任) 平成23年6月 株式会社アプラス代表取締役副社長 副社長執行役員管理部門長(現任) 平成23年6月 株式会社アプラスパーソナルローン代表取締役副社長(現任)	(注)2	-
取締役		奥田 正一	昭和34年10月2日生	昭和57年4月 当社入社 平成23年5月 株式会社アプラス執行役員事業部門長 平成23年6月 当社取締役(現任) 平成23年6月 株式会社アプラス取締役執行役員 事業部門長(現任) 平成23年6月 株式会社アプラスパーソナルローン取締役(現任)	(注)2	普通株式 27
取締役		サンジープ グブタ	昭和35年5月16日生	平成22年6月 株式会社新生銀行専務執行役員個人部門長(現任) 平成22年6月 当社取締役(現任) 平成22年6月 株式会社アプラス取締役(現任) 平成22年6月 株式会社アプラスパーソナルローン取締役(現任)	(注)2	-
取締役		南光院 誠之	昭和35年8月21日生	平成23年6月 株式会社新生銀行執行役員コンシューマーファイナンス本部長(現任) 平成23年6月 当社取締役(現任) 平成23年6月 株式会社アプラス取締役(現任) 平成23年6月 株式会社アプラスパーソナルローン取締役(現任)	(注)2	-
取締役		梅田 正太	昭和38年12月24日生	平成21年5月 新生フィナンシャル株式会社代表取締役社長(現任) 平成23年6月 当社取締役(現任) 平成23年6月 株式会社アプラス取締役(現任) 平成23年6月 株式会社アプラスパーソナルローン取締役(現任)	(注)2	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役		竹内 晃	昭和33年3月16日生	平成19年12月 株式会社新生銀行ビジネスプロ モーションユニット4ユニット長 平成20年6月 当社監査役(現任) 平成21年4月 株式会社アプラスクレジット(現 株式会社アプラス)監査役(現 任) 平成21年4月 株式会社アプラスパーソナルロー ン監査役(現任)	(注)3	-
監査役		佐藤 正樹	昭和30年10月15日生	昭和54年4月 当社入社 平成17年10月 当社常務執行役員営業本部長 平成18年6月 当社取締役常務執行役員 平成22年4月 当社取締役 平成23年6月 当社監査役(現任) 平成23年6月 株式会社アプラス監査役(現任)	(注)3	普通株式 33
監査役		宇都宮 加城	昭和39年3月23日生	平成19年3月 株式会社新生銀行コンプライア ンス統轄部次長(現任) 平成20年6月 当社監査役(現任) 平成21年4月 株式会社アプラスクレジット(現 株式会社アプラス)監査役(現 任)	(注)3	-
監査役		加藤 文人	昭和48年10月16日生	平成10年4月 弁護士登録 三宅法律事務所入所 平成18年5月 弁護士法人三宅法律事務所パート ナー(現任) 平成23年6月 当社監査役(現任)	(注)3	-
計						85

- (注) 1. 監査役竹内晃、宇都宮加城および加藤文人は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 平成23年6月29日開催の定時株主総会終結の時から平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 平成23年6月29日開催の定時株主総会終結の時から平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスの状況につきましては、連結会社の企業統治に関する事項について記載しております。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、経営監視機能の強化およびコンプライアンス体制の充実による経営の健全性を保持し、経営環境の変化への迅速な対応および経営効率の向上を図ることをコーポレート・ガバナンスに関する基本方針としております。

企業統治の体制

ア．企業統治の体制の概要および企業統治の体制を選択する理由

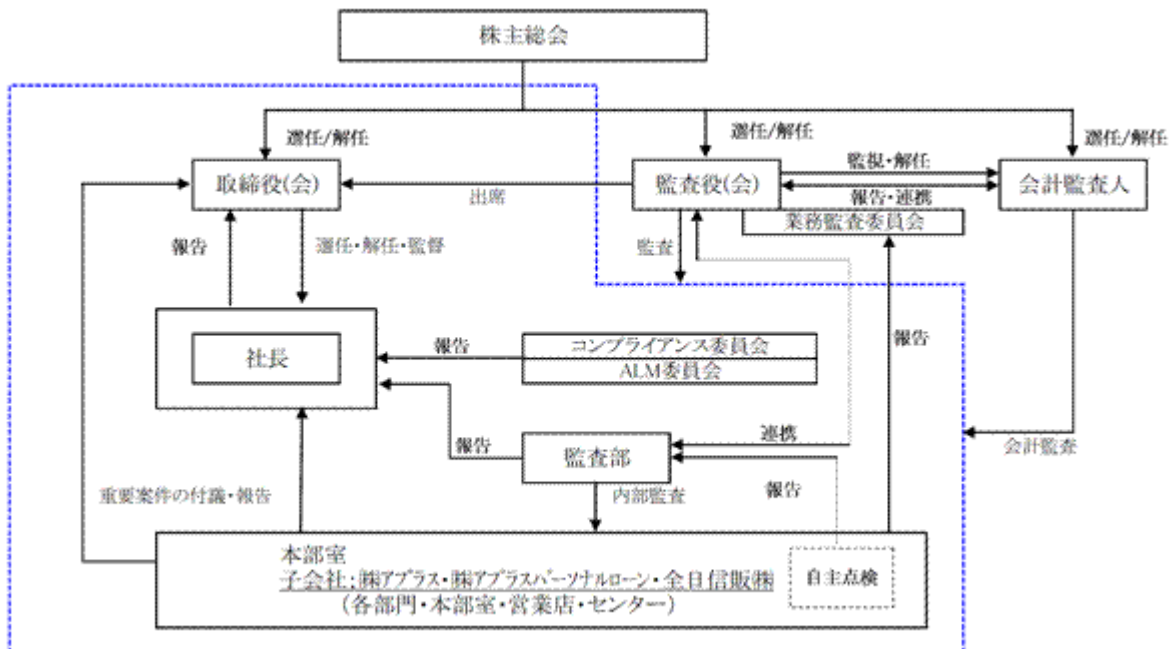
当社は、取締役会および監査役会を設置し、委員会設置会社に代表される業務執行と監督機能を組織的に分離せず、監査役会の設置を前提として、取締役会が監督機能を有する体制とすることで、事業持株会社として客観的な立場から経営を監視し、その実効性を高めることでコーポレート・ガバナンス体制の充実を図れるよう、現在の体制を選択しております。

取締役会については、毎月1回定期的に、また必要に応じて開催されており、経営の重要事項を決定するとともに、業務の執行状況を逐次監督しております。連結会計年度末時点、提出日現在とも当社の取締役の数は6名であります。

経営監視機能として、当社は監査役会を設置した監査役制度を採用しており、監査役が取締役会やその他の主要な会議への出席や意見具申を通じ監視機能を果たしております。連結会計年度末時点、提出日現在とも当社の監査役の数は4名であります。

事業等に密接に関わる株式会社アプラスの組織は、「財務部門」「事業部門」「信用リスク管理部門」「IT部門」「人事部門」「オペレーション部門」「管理部門」の7部門からなる部門制を採用し、業務執行のスピードアップを図るとともに、その成果と責任を明確にしております。

当社グループの経営上の意思決定、執行および監督に係る業務執行組織、その他コーポレート・ガバナンス体制の概要は、次のとおりであります。



イ．内部統制システムの整備状況

内部統制システムの整備状況については、平成18年5月に取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、ならびにその他業務の適正を確保するために必要な体制の整備（内部統制システムの構築）に関する基本方針として制定した「内部統制規程」に基づき、倫理綱領、行動規範などの社内諸規程の整備を行い法令遵守やリスク管理のための社内体制の整備に取り組んでおります。また、コンプライアンス体制を充実させるため、コンプライアンス委員会およびコンプライアンス統括部を設置するとともに複数の顧問弁護士と連携し、当社グループのあらゆる事象に対して法令遵守の観点からチェックを行い、またコンプライアンスに関するマニュアルを制定し、グループ社員への教育および啓蒙を徹底しております。

ウ．リスク管理体制の整備状況

リスク管理体制の整備状況については、当社グループの業務運営に係るリスクとその管理部署を明確にし、各リスクの管理規程を制定する等、リスク管理を恒常的に行う体制の整備およびその円滑な運営等に努めております。また、当社グループは、当社に「コンプライアンス委員会」「ALM委員会」「業務監査委員会」を設置するとともに、当社グループにおける各事項について基本方針等を定め、事業等に密接に関わる株式会社アプラスに「新事業・商品委員会」「クレジット委員会」「人事委員会」「賞罰委員会」を設置し、相互の連携を密に行うことで適切な内部統制システムの構築と経営監視機能の充実を図っております。

内部監査および監査役監査の状況

内部監査については、代表取締役社長直轄の独立組織として7名が所属する監査部を設置し、グループにおける、一切の業務活動および諸制度が適正かつ合理的に遂行されているかを検証しています。監査結果については、当社ならびに各社の代表取締役、担当役員および監査役に報告するとともに、該当部署に対して改善指導等を実施し、内部統制の充実を図っております。

監査役監査については、毎月1回定期的に、また必要に応じて開催される「取締役会」に出席し、取締役による業務執行の意思決定などが適正になされているか監査を行っております。また、重要な会議等への出席や監査役会の付属機関である「業務監査委員会」の開催、また必要に応じて主要な事業所等への往査を行っております。

毎月開催される監査部による監査講評会では、監査役が全員出席して報告を聴取しており、また毎月、監査役・内部監査責任者と監査連絡会を開催することにより、緊密な連携を保ち、双方の効率的な監査の実施に努めております。

会計監査の状況

会計監査については、当社は会計監査人の監査計画に対応して適切に資料・情報等を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。会計監査人から監査役に対し定期的に監査状況の報告と意見交換が行われ、また会計監査上の観点から認識しておくべき経営課題の有無などについても代表取締役社長と意見交換が行われております。

監査役と会計監査人との連携については、監査契約締結時、監査計画策定時、各四半期レビュー時、期末監査時の定期的な会合、状況に応じ随時会合を持っており、業務上や会計処理等における課題等について意見交換や情報を共有しております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、石塚雅博氏、奥津佳樹氏の2名であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、会計士補等5名、その他6名であります。

社外取締役および社外監査役

連結会計年度末現在における当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であり、社外監査役である森川輝夫氏は、当連結会計年度末現在において当社株式を40,000株所有しております。上記以外に、当社と社外監査役との間に特別な利害関係はありません。

連結会計年度末現在における当社の監査役は4名であり、そのうち3名は社外監査役であります。また、社外監査役のうち1名は一般株主との利益相反のおそれのない外観的な独立性が保たれた独立役員として指定しております。これにより企業統治において経営監視の客観性を保持しつつ、中立性を確保する体制にあると考えております。

社外監査役は、毎月1回定期的に、また必要に応じて開催される取締役会、監査役会、業務監査委員会のほか、重要な会議等への出席により、内部監査、監査役監査との相互の連携を図っており、また、会計監査人からの各四半期レビュー報告をはじめとする会計監査に係る定期的な会合へ出席するなど、社内外の監査組織と連携することで当社グループのガバナンス体制の構築、監査機能の強化に努めております。

連結会計年度末現在において、当社の社外取締役は2名であります。当社は、取締役会に対し監査役4名中3名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。また、取締役のうち半数以上は外部出身者であり、外部の視点で経営状況などについて意見を述べることにより、取締役会の審議内容の充実を図る体制としております。

提出日現在における当社の社外取締役は3名、社外監査役は3名であり、社外取締役である梅田正太氏は、当社の親会社である新生フィナンシャル株式会社の代表取締役を兼務しております。同社は消費者金融に関する事業において当社グループと競業関係にあります。当社は、取締役会に対し監査役4名中3名を社外監査役とすることで経営への監視を有効に機能させつつ、取締役6名中3名を社外取締役とすることで、取締役会の審議内容の更なる充実を図る体制としております。

役員報酬等

当社は、役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を定めておりません。当社の役員報酬の決定については、当社株主総会の決議により、取締役の報酬限度額を年額150百万円、監査役の報酬限度額を年額50百万円としており、当社取締役会の決議および監査役の協議を経て決定しております。また役員退職慰労金については、当社株主総会の決議により、当社取締役会の決議および監査役の協議を経て決定しております。

当連結会計年度における当社の取締役および監査役に対する役員報酬等は以下のとおりであります。なお、個人別の報酬等の総額について記載すべき内容はありません。

役員区分	支給人数 (名)	固定報酬 (百万円)	退職慰労引当金繰入額 (百万円)	報酬等の総額 (百万円)
取締役 (うち社外取締役)	4 (-)	27 (-)	26 (-)	53 (-)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	30 (16)	2 (0)	33 (16)
合計 (うち社外役員合計)	7 (2)	57 (16)	29 (0)	86 (16)

(注) 1. 上記には、当連結会計年度中に就任または退任した役員を含んでおります。

2. 上記報酬等の額のほか、社外監査役が当社連結子会社から受けた役員としての報酬額は7百万円であります。

3. 当連結会計年度末時点での在任は、取締役6名、監査役4名であります。当連結会計年度末時点で在任する取締役6名、監査役4名のうち、報酬等支給人数は上記のとおり取締役4名、監査役3名であります。無報酬の社外取締役2名、社外監査役1名が在任しております。

4. 当連結会計年度において、上記以外のストックオプションおよび賞与等の支給はありません。

取締役の定数

当社は、取締役の定数について、25名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および累積投票によらない旨を定款に定めております。

剰余金の配当の決定機関

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への事業年度中における還元を行うことを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

種類株式の議決権

当社は、資本・業務の両面からより強固な経営基盤・財務基盤の確立を図るため、第一回B種優先株式、D種優先株式、G種優先株式およびH種優先株式を発行しております。

資本の増強にあたり既存の株主への影響を考慮したため、これらの優先株式の議決権の有無および内容は普通株式と異なります。

優先株式に関する内容は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載のとおりであります。

株式の保有状況

当社および連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である株式会社アプラスについては以下のとおりであります。

ア．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数および貸借対照表計上額の合計額

15銘柄 350百万円

イ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額および保有目的

当事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額 （百万円）	保有目的
エイチ・ツー・オーテイリング(株)	294,000	165	営業政策目的

ウ．保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度および当事業年度における貸借対照表計上額の合計額ならびに当事業年度における受取配当金、売却損益および評価損益の合計額

該当事項はありません。

(2)【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	99	0	90	-
連結子会社	21	-	23	1
計	120	0	113	1

【その他重要な報酬の内容】

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（前連結会計年度）

当社は、監査公認会計士等に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である債権流動化に係るコンフォート業務を委託し対価を支払っております。

（当連結会計年度）

当社は、監査公認会計士等に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である債権流動化に係るコンフォート業務を委託し対価を支払っております。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日程等を勘案した上で決定しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表および財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の連結財務諸表および前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表ならびに当連結会計年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の連結財務諸表および当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、適正な会計処理および開示を行うために、会計基準等の内容を適切に把握することを目的として、監査法人の開催するセミナーに定期的に参加しております。また、当社の親会社である株式会社新生銀行（公益財団法人財務会計基準機構加入）と連携しつつ決算を行う体制としております。

1【連結財務諸表等】
(1)【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3 115,557	3 96,405
割賦売掛金	1・2 350,021	1・2 335,351
信用保証割賦売掛金	596,458	561,871
リース投資資産	4,129	1,923
有価証券	4 2,342	4 572
繰延税金資産	10,030	7,739
金銭の信託	5 52,459	5 52,293
その他	29,399	20,393
貸倒引当金	36,471	33,807
流動資産合計	1,123,926	1,042,743
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2,631	2,643
土地	5,222	5,080
リース資産（純額）	65	9
その他（純額）	1,079	817
有形固定資産合計	6 8,998	6 8,551
無形固定資産		
のれん	5,045	4,204
リース資産	25	12
ソフトウェア	8,816	11,472
その他	0	0
無形固定資産合計	13,887	15,689
投資その他の資産		
投資有価証券	55,364	66,746
その他	7,623	6,945
投資その他の資産合計	62,988	73,692
固定資産合計	85,874	97,933
繰延資産		
社債発行費	2	-
繰延資産合計	2	-
資産合計	1,209,803	1,140,676

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	18,920	17,341
信用保証買掛金	596,458	561,871
短期社債	-	13,500
1年内償還予定の社債	10,100	-
短期借入金	183,300	193,800
1年内返済予定の長期借入金	40,331	8,131
リース債務	1,900	1,119
未払法人税等	207	377
預り金	88,516	82,383
債権流動化預り金	126,252	127,278
賞与引当金	734	1,311
ポイント引当金	1,265	753
割賦利益繰延	7 28,702	7 29,288
その他	4,157	4,538
流動負債合計	1,100,846	1,041,694
固定負債		
長期借入金	12,603	4,471
リース債務	2,319	825
繰延税金負債	107	140
退職給付引当金	618	711
役員退職慰労引当金	148	194
利息返還損失引当金	15,161	11,702
資産除去債務	-	124
その他	763	435
固定負債合計	31,721	18,606
負債合計	1,132,568	1,060,300
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,000	15,000
資本剰余金	63,552	63,481
利益剰余金	1,372	1,851
自己株式	17	0
株主資本合計	77,163	80,333
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	10	29
その他の包括利益累計額合計	10	29
少数株主持分	61	72
純資産合計	77,234	80,375
負債純資産合計	1,209,803	1,140,676

【連結損益及び包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
営業収益		
包括信用購入あっせん収益	10,713	11,515
個別信用購入あっせん収益	1 11,951	1 9,801
信用保証収益	16,224	15,621
融資収益	34,659	21,847
金融収益		
受取利息	25	10
その他	3,040	3,892
金融収益合計	3,066	3,903
その他の営業収益	8,451	8,362
営業収益合計	85,067	71,051
営業費用		
販売費及び一般管理費	2 82,908	2 60,534
金融費用		
支払利息	4,005	1,999
その他	1,111	967
金融費用合計	5,116	2,967
営業費用合計	88,024	63,501
営業利益又は営業損失()	2,957	7,549
営業外収益		
投資有価証券売却益	43	-
差入保証金返還益	30	-
雑収入	77	75
営業外収益合計	151	75
営業外費用		
固定資産売却損	3 28	-
固定資産除却損	19	68
社債発行費償却	16	-
投資有価証券評価損	12	90
減損損失	-	142
雑損失	22	12
営業外費用合計	100	313
経常利益又は経常損失()	2,906	7,311

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
特別利益		
社債償還益	351	-
退職給付信託設定益	158	-
特別利益合計	510	-
特別損失		
ソフトウェア評価損	3,008	-
貸倒引当金繰入額	-	4 1,637
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	66
特別損失合計	3,008	1,703
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	5,404	5,608
法人税、住民税及び事業税	105	58
法人税等調整額	2,190	2,314
法人税等合計	2,295	2,373
少数株主損益調整前当期純利益	-	3,235
少数株主利益	1	11
当期純利益又は当期純損失()	7,702	3,224
少数株主利益	-	11
少数株主損益調整前当期純利益	-	3,235
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	-	40
その他の包括利益合計	-	5 40
包括利益	-	6 3,194
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	-	3,183
少数株主に係る包括利益	-	10

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	47,250	15,000
当期変動額		
資本金から資本剰余金への振替	32,250	-
当期変動額合計	32,250	-
当期末残高	15,000	15,000
資本剰余金		
前期末残高	54,666	63,552
当期変動額		
資本金から資本剰余金への振替	32,250	-
自己株式の消却	16,902	71
剰余金の配当	6,461	-
当期変動額合計	8,886	71
当期末残高	63,552	63,481
利益剰余金		
前期末残高	6,330	1,372
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失()	7,702	3,224
当期変動額合計	7,702	3,224
当期末残高	1,372	1,851
自己株式		
前期末残高	17	17
当期変動額		
自己株式の取得	16,902	53
自己株式の消却	16,902	71
当期変動額合計	0	17
当期末残高	17	0
株主資本合計		
前期末残高	108,229	77,163
当期変動額		
自己株式の取得	16,902	53
剰余金の配当	6,461	-
当期純利益又は当期純損失()	7,702	3,224
当期変動額合計	31,066	3,170
当期末残高	77,163	80,333
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	73	10
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	84	40
当期変動額合計	84	40
当期末残高	10	29
少数株主持分		
前期末残高	60	61
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1	10
当期変動額合計	1	10
当期末残高	61	72

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
純資産合計		
前期末残高	108,215	77,234
当期変動額		
自己株式の取得	16,902	53
剰余金の配当	6,461	-
当期純利益又は当期純損失()	7,702	3,224
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	85	29
当期変動額合計	30,980	3,140
当期末残高	77,234	80,375

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	5,404	5,608
減価償却費	3,076	1,675
のれん償却額	840	840
固定資産廃棄損	19	68
貸倒引当金の増減額(は減少)	5,975	2,663
利息返還損失引当金の増減額(は減少)	4,152	3,459
社債償還益	351	-
退職給付信託設定損益(は益)	158	-
固定資産売却損益(は益)	28	-
ソフトウェア評価損	3,008	-
投資有価証券評価損益(は益)	12	90
投資有価証券売却損益(は益)	43	-
受取利息及び受取配当金	3,066	3,903
支払利息	4,005	1,999
売上債権の増減額(は増加)	89,321	19,857
仕入債務の増減額(は減少)	6,204	7,712
債権流動化預り金の増減額(は減少)	39,605	1,026
その他	925	1,045
小計	121,942	14,474
利息及び配当金の受取額	3,066	3,903
利息の支払額	3,973	1,990
法人税等の支払額	103	75
営業活動によるキャッシュ・フロー	120,931	16,311
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	462	297
有形固定資産の売却による収入	816	-
無形固定資産の取得による支出	4,011	4,027
投資有価証券の取得による支出	55,448	13,384
投資有価証券の売却による収入	71	-
投資有価証券の償還による収入	875	1,802
その他	3,086	252
投資活動によるキャッシュ・フロー	55,073	15,653
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	38,900	10,500
短期社債の純増減額(は減少)	10,500	13,500
リース債務の返済による支出	3,092	2,274
長期借入れによる収入	1,000	-
長期借入金の返済による支出	71,594	40,331
社債の償還による支出	6,143	10,100
自己株式の取得による支出	18,192	-
配当金の支払額	6,461	-
その他	-	53
財務活動によるキャッシュ・フロー	153,883	28,759
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	88,025	28,101
現金及び現金同等物の期首残高	218,100	130,075
現金及び現金同等物の期末残高	130,075	101,973

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項 (1) 連結子会社数 (2) 主要な連結子会社名 (3) 当連結会計年度中の増加 (4) 当連結会計年度中の減少	9社 全日信販(株) アルファ債権回収(株) 2社 設立によるもの (株)アプラスクレジット (株)アプラスパーソナルローン 1社 会社清算によるもの (株)アプラスビジネスサービス	9社 (株)アプラス (株)アプラスパーソナルローン 全日信販(株) アルファ債権回収(株)
2. 持分法の適用に関する事項	該当事項はありません。	同左
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。	同左
4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 其他有価証券 (ア) 時価のあるもの (イ) 時価のないもの デリバティブ (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産 (リース資産を除く) 無形固定資産 (リース資産を除く) リース資産 所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産 (3) 繰延資産の処理方法 社債発行費	決算日の市場価格等に基づく時価法 なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。 移動平均法による原価法 時価法 主として、定率法を採用しております。ただし、東京研修会館の建物及び構築物ならびに平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。 自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間(5～8年)に基づく定額法を採用しております。 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。	同左 同左 同左 同左 同左

	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
(4) 重要な引当金の計上基準		
貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の内容を検討し、必要額を計上しております。	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の内容を検討し、必要額を計上しております。
賞与引当金	なお、破綻先および実質破綻先に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は99,678百万円であります。	なお、破綻先および実質破綻先に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は99,834百万円であります。
ポイント引当金	従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。	同左
退職給付引当金および前払年金費用	ポイント制度によりお客さまに付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来の費用負担見込額を計上しております。	同左
	従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。	従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
	過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5～12年)による定額法により処理しております。	過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5～12年)による定額法により処理しております。
	数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5～12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。	数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5～12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
	前払年金費用(3,353百万円)は、投資その他の資産の「その他」に含めて記載しております。	前払年金費用(3,201百万円)は、投資その他の資産の「その他」に含めて記載しております。
役員退職慰労引当金	役員(執行役員を含む)に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。	同左
利息返還損失引当金	将来の利息返還請求に伴う損失に備えるため、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。	同左

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)																				
(5) 重要な収益及び費用の計上基準 収益の計上基準	<p>営業収益の計上は、期日到来基準とし、次の方法によっております。</p> <p>(アドオン方式契約)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>計上方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>包括信用購入あっせん</td> <td>7・8分法</td> </tr> <tr> <td>個別信用購入あっせん</td> <td>7・8分法</td> </tr> <tr> <td>信用保証(保証料契約時一括受領)</td> <td>7・8分法</td> </tr> <tr> <td>信用保証(保証料分割受領)</td> <td>定額法</td> </tr> </tbody> </table> <p>(残債方式契約)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>計上方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>包括信用購入あっせん</td> <td>残債方式</td> </tr> <tr> <td>個別信用購入あっせん</td> <td>残債方式</td> </tr> <tr> <td>信用保証(保証料分割受領)</td> <td>残債方式</td> </tr> <tr> <td>融資</td> <td>残債方式</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 計上方法の内容は次のとおりであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 上記営業収益の計上方法は、代行手数料収入、利用者手数料収入、貸付利息収入、保証料収入、売上割戻しを対象としております。 2. 一時的収入としての性格が強い、カード諸手数料収入、事務手数料収入、延滞利息収入は現金授受時に収益計上しております。 3. 7・8分法とは、手数料総額を分割回数^の積数で按分し、各返済期日到来のつど積数按分額を収益計上する方法であります。 4. 残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日のつど算出額を収益計上する方法であります。 	部門	計上方法	包括信用購入あっせん	7・8分法	個別信用購入あっせん	7・8分法	信用保証(保証料契約時一括受領)	7・8分法	信用保証(保証料分割受領)	定額法	部門	計上方法	包括信用購入あっせん	残債方式	個別信用購入あっせん	残債方式	信用保証(保証料分割受領)	残債方式	融資	残債方式	同左
部門	計上方法																					
包括信用購入あっせん	7・8分法																					
個別信用購入あっせん	7・8分法																					
信用保証(保証料契約時一括受領)	7・8分法																					
信用保証(保証料分割受領)	定額法																					
部門	計上方法																					
包括信用購入あっせん	残債方式																					
個別信用購入あっせん	残債方式																					
信用保証(保証料分割受領)	残債方式																					
融資	残債方式																					

	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
(6) 重要なヘッジ会計の方法	繰延ヘッジを採用しております。 なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。 当社は、為替変動リスクに対して為替予約取引を、金利変動リスクに対して金利オプション取引および金利スワップ取引を選択する方針であり、当連結会計年度においては、借入金を対象に金利スワップ取引を実施しております。 有効性の評価は、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動の比率により行っております。	繰延ヘッジを採用しております。 なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。 当社グループは、為替変動リスクに対して為替予約取引を、金利変動リスクに対して金利オプション取引および金利スワップ取引を選択する方針であり、当連結会計年度においては、借入金を対象に金利スワップ取引を実施しております。 有効性の評価は、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動の比率により行っております。
(7) のれんの償却方法及び償却期間		のれんは、10年間で均等償却を行うこととしております。
(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲		手許現金、要求払預金および流動性が高く容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に満期日の到来する短期的な投資等からなっております。
(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 連結納税制度の適用	消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。 また、固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。	同左 当連結会計年度から連結納税制度を適用しております。
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	全面時価評価法を採用しております。	
6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項	のれんは、10年間で均等償却を行うこととしております。	
7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、要求払預金および流動性が高く容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に満期日の到来する短期的な投資等からなっております。	

【会計処理方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	<p>(資産除去債務に関する会計基準の適用)</p> <p>当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、当連結会計年度の営業利益は12百万円、経常利益は2百万円それぞれ増加し、税金等調整前当期純利益は63百万円減少しております。</p> <p>(企業結合に関する会計基準等の適用)</p> <p>当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<p>(連結損益及び包括利益計算書)</p> <p>社債発行費償却</p> <p>投資有価証券評価損</p> <p>少数株主損益調整前当期純利益</p>	<p>従来、特別損失として掲記しておりましたが、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度から営業外費用として掲記する方法に変更しました。</p>	<p>従来、「社債発行費償却」(当連結会計年度2百万円)として掲記しておりましたが、営業外費用の総額100分の10以下となったため、当連結会計年度から営業外費用の「雑損失」に含めて表示する方法に変更しました。</p> <p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当連結会計年度から、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
(連結キャッシュ・フロー計 算書) 自己株式の取得による支出		従来、「自己株式の取得による支出」(当 連結会計年度 53百万円)として掲記し ておりましたが、金額の重要性がなくな ったため、当連結会計年度から財務活動によ るキャッシュ・フローの「その他」に含 めて表示する方法に変更しました。

【追加情報】

前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
	当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基 準」(企業会計基準第25号 平成22年 6月30日)を適用し ております。ただし、「その他の包括利益累計額」および 「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金 額は、「評価・換算差額等」および「評価・換算差額等合 計」の金額を記載しております。

【注記事項】
(連結貸借対照表関係)

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)				当連結会計年度 (平成23年3月31日)					
1. 部門別割賦売掛金	(単位:百万円)				(単位:百万円)					
	部門		金額		部門		金額			
	包括信用購入あっせん		51,555		包括信用購入あっせん		54,977			
	個別信用購入あっせん		110,061		個別信用購入あっせん		111,179			
	融資		188,395		融資		169,184			
その他		9		その他		8				
計		350,021		計		335,351				
2. 割賦売掛金を流動化した残高	個別信用購入あっせん 66,158百万円 債権				個別信用購入あっせん 53,614百万円 債権					
3. 担保に供している資産	(単位:百万円)				(単位:百万円)					
	科目		金額		科目		金額			
	現金及び預金 (定期預金)		60		現金及び預金 (定期預金)		60			
4. 有価証券	信用保証業務の一環として保有している 信託受益権であります。				同左					
5. 金銭の信託	信用保証業務の一環として設定している ものであります。				同左					
6. 減価償却累計額 有形固定資産	4,635百万円				5,237百万円					
7. 部門別割賦利益繰延	(単位:百万円)				(単位:百万円)					
	部門	前連結会 計年度末 残高	当連結会 計年度増 加額	当連結会 計年度減 少額	当連結会 計年度末 残高	部門	前連結会 計年度末 残高	当連結会 計年度増 加額	当連結会 計年度減 少額	当連結会 計年度末 残高
	包括信 用購入 あっせ ん	456	10,698	10,713	441 (85)	包括信 用購入 あっせ ん	441	11,550	11,515	477 (65)
	個別信 用購入 あっせ ん	16,441	7,162	11,951	11,652 (574)	個別信 用購入 あっせ ん	11,652	10,016	9,801	11,867 (581)
	信用保 証	17,516	15,316	16,224	16,608	信用保 証	16,608	15,956	15,621	16,943
	計	34,414	33,177	38,889	28,702 (659)	計	28,702	37,523	36,938	29,288 (647)
(注) ()内の金額は、加盟店手数料であ り、内数であります。					(注) ()内の金額は、加盟店手数料であ り、内数であります。					
8. 偶発債務										
(1) 保証債務残高のうち債 権、債務とみなされな い残高	30,893百万円				26,768百万円					
(2) 従業員借入金保証残高	238百万円				198百万円					

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
9. ローンカードおよびクレジットカードに付随するカードキャッシングにおける貸出未実行残高	1,554,797百万円 なお、貸出未実行残高は、顧客の信用状態等により当社グループが任意に利用を停止できるものであり、貸出未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものではありません。	1,389,531百万円 なお、貸出未実行残高は、顧客の信用状態等により当社グループが任意に利用を停止できるものであり、貸出未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものではありません。
10. リスク管理債権	<p>リスク管理債権とは、「割賦売掛金」、「信用保証割賦売掛金」のうち、以下の債権であります。</p> <p>(1) 破綻先債権 92百万円 (2) 延滞債権 34,143百万円 (3) 3ヵ月以上延滞債権 3,105百万円 (4) 貸出条件緩和債権 18,905百万円</p> <p>(注) 1. 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった債権(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上債権」という)等のうち破産債権、再生債権その他これらに準ずる債権であります。</p> <p>2. 延滞債権とは、破綻先以外の未収利息不計上債権のほか、今後、破綻先となる可能性が大きいと認められる債権であります。</p> <p>3. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、3ヵ月以上遅延している債権で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、利息の支払猶予等、債務者に有利となる取決めを行った債権で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>リスク管理債権とは、「割賦売掛金」、「信用保証割賦売掛金」のうち、以下の債権であります。</p> <p>(1) 破綻先債権 37百万円 (2) 延滞債権 34,052百万円 (3) 3ヵ月以上延滞債権 1,761百万円 (4) 貸出条件緩和債権 15,208百万円</p> <p>(注) 1. 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった債権(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上債権」という)等のうち破産債権、再生債権その他これらに準ずる債権であります。</p> <p>2. 延滞債権とは、破綻先以外の未収利息不計上債権のほか、今後、破綻先となる可能性が大きいと認められる債権であります。</p> <p>3. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、3ヵ月以上遅延している債権で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、利息の支払猶予等、債務者に有利となる取決めを行った債権で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
	5. 上記破綻先債権、および延滞債権のうち実質破綻先(破綻先と同等の状況にある債務者)に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として、それぞれ5,090百万円、94,587百万円を直接減額しております。	5. 上記破綻先債権、および延滞債権のうち実質破綻先(破綻先と同等の状況にある債務者)に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として、それぞれ4,336百万円、95,498百万円を直接減額しております。

(連結損益及び包括利益計算書関係)

	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)														
1. 割賦売掛金を流動化したことによる損益	個別信用購入あっせん 収益 1,019百万円	個別信用購入あっせん 収益 501百万円														
2. 販売費及び一般管理費	主な内容は、以下のとおりであります。 貸倒引当金繰入額 21,084百万円 利息返還損失引当金繰入額 10,885 ポイント引当金繰入額 1,246 支払手数料 16,919 従業員給料手当 8,800	主な内容は、以下のとおりであります。 貸倒引当金繰入額 12,177百万円 利息返還損失引当金繰入額 3,296 賞与引当金繰入額 1,320 支払手数料 14,957 従業員給料手当 8,286 販売促進費 4,580														
3. 固定資産売却損	主な内容は、以下のとおりであります。 土地 1百万円 建物 26															
4. 貸倒引当金繰入額		東日本大震災に起因する債権の貸倒の損失に備えるための積増額であります。														
5. 当連結会計年度の直前連結会計年度におけるその他の包括利益		その他有価証券評価差額金 83百万円														
6. 当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益		親会社株主に係る包括利益 7,618百万円 少数株主に係る包括利益 1 計 7,616														
7. 部門別取扱高	(単位：百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>包括信用購入あっせん</td> <td>486,542 (485,744)</td> </tr> <tr> <td>個別信用購入あっせん</td> <td>78,050 (70,484)</td> </tr> <tr> <td>信用保証</td> <td>294,058 (278,329)</td> </tr> <tr> <td>融資</td> <td>98,258 (98,258)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,297,583</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,254,493</td> </tr> </tbody> </table> (注) ()内の金額は、元本取扱高であります。	部門	金額	包括信用購入あっせん	486,542 (485,744)	個別信用購入あっせん	78,050 (70,484)	信用保証	294,058 (278,329)	融資	98,258 (98,258)	その他	1,297,583	計	2,254,493	「第2 事業の状況 2. 営業実績」に「セグメント別取扱高」として記載しております。
部門	金額															
包括信用購入あっせん	486,542 (485,744)															
個別信用購入あっせん	78,050 (70,484)															
信用保証	294,058 (278,329)															
融資	98,258 (98,258)															
その他	1,297,583															
計	2,254,493															

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注)1	235,931,829	983,223,446	-	1,219,155,275
第一回B種優先株式	10,000,000	-	-	10,000,000
第一回C種優先株式	15,000,000	-	-	15,000,000
D種優先株式 (注)2	16,750,000	-	8,250,000	8,500,000
E種優先株式 (注)2	70,500,000	-	70,500,000	-
F種優先株式 (注)2	10,000,000	-	10,000,000	-
G種優先株式 (注)2	25,000,000	-	12,000,000	13,000,000
H種優先株式	32,250,000	-	-	32,250,000
合計	415,431,829	983,223,446	100,750,000	1,297,905,275
自己株式				
普通株式 (注)3	61,705	3,299	-	65,004
D種優先株式 (注)4・7	-	8,250,000	8,250,000	-
E種優先株式 (注)5・7	-	70,500,000	70,500,000	-
F種優先株式 (注)6・7	-	10,000,000	10,000,000	-
G種優先株式 (注)6・7	-	12,000,000	12,000,000	-
合計	61,705	100,753,299	100,750,000	65,004

- (注)1. 普通株式の発行済株式総数の増加は、E種優先株式、F種優先株式およびG種優先株式の取得と引換えに普通株式を交付したことによるものであります。
2. D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式およびG種優先株式の発行済株式総数の減少は、消却したことによるものであります。
3. 普通株式(自己株式)の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。
4. D種優先株式(自己株式)の増加は、買取りによるものであります。
5. E種優先株式(自己株式)の増加は、買取りならびに取得請求に基づき取得したことによるものであります。
6. F種優先株式(自己株式)およびG種優先株式(自己株式)の増加は、取得請求に基づき取得したことによるものであります。
7. D種優先株式(自己株式)、E種優先株式(自己株式)、F種優先株式(自己株式)およびG種優先株式(自己株式)の減少は、消却したことによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	D種優先株式	670	40.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日
	E種優先株式	2,115	30.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日
	F種優先株式	300	30.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日
	G種優先株式	750	30.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日
平成21年11月11日 取締役会	D種優先株式	560	40.00	平成21年9月30日	平成21年12月8日
	E種優先株式	1,057	15.00	平成21年9月30日	平成21年12月8日
	F種優先株式	150	15.00	平成21年9月30日	平成21年12月8日
	G種優先株式	375	15.00	平成21年9月30日	平成21年12月8日
	H種優先株式	483	15.00	平成21年9月30日	平成21年12月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1・2	1,219,155,275	306,122,448	1,066,571	1,524,211,152
第一回B種優先株式（注）3	10,000,000	-	7,500,000	2,500,000
第一回C種優先株式（注）3	15,000,000	-	15,000,000	-
D種優先株式	8,500,000	-	-	8,500,000
G種優先株式	13,000,000	-	-	13,000,000
H種優先株式	32,250,000	-	-	32,250,000
合計	1,297,905,275	306,122,448	23,566,571	1,580,461,152
自己株式				
普通株式（注）4・5	65,004	1,003,291	1,066,571	1,724
第一回B種優先株式 （注）6・7	-	7,500,000	7,500,000	-
第一回C種優先株式 （注）6・7	-	15,000,000	15,000,000	-
合計	65,004	23,503,291	23,566,571	1,724

- （注）1. 普通株式の発行済株式総数の増加は、第一回B種優先株式および第一回C種優先株式の取得と引換えに普通株式を交付したことによるものであります。
2. 普通株式の発行済株式総数の減少は、消却したことによるものであります。
3. 第一回B種優先株式および第一回C種優先株式の発行済株式総数の減少は、消却したことによるものであります。
4. 普通株式（自己株式）の増加は、単元未満株式の買取りならびに株主総会決議に基づく買取りによるものであります。
5. 普通株式（自己株式）の減少は、消却したことによるものであります。
6. 第一回B種優先株式（自己株式）および第一回C種優先株式（自己株式）の増加は、取得請求に基づき取得したことによるものであります。
7. 第一回B種優先株式（自己株式）および第一回C種優先株式（自己株式）の減少は、消却したことによるものであります。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)			
現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び預金勘定 流動資産のその他 に含まれる現金同等物	115,557 14,577	百万円	現金及び預金勘定 流動資産のその他 に含まれる現金同等物	96,405 5,678	百万円
	計	130,135		計	102,083	
	預入期間が3ヵ月 を超える定期預金	60		預入期間が3ヵ月 を超える定期預金	110	
	現金及び現金同等物の期末残高	130,075		現金及び現金同等物の期末残高	101,973	

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)																								
ファイナンス・リース取引 1. 借手側 未経過リース料の残高が、有形固定資産および無形固定資産の合計額の100分の10未満であるため、記載を省略しております。 2. 貸手側 リース投資資産は、転リース取引に係るものであり、利息相当額控除後の金額を計上しております。	ファイナンス・リース取引 1. 借手側 同左 2. 貸手側 同左																								
オペレーティング・リース取引 1. 借手側 未経過リース料 (単位：百万円) <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr><td>1年以内</td><td>242</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>651</td></tr> <tr><td>合計</td><td>894</td></tr> </table> 2. 貸手側 未経過リース料 (単位：百万円) <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr><td>1年以内</td><td>15</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>25</td></tr> <tr><td>合計</td><td>40</td></tr> </table>	1年以内	242	1年超	651	合計	894	1年以内	15	1年超	25	合計	40	オペレーティング・リース取引 1. 借手側 未経過リース料 (単位：百万円) <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr><td>1年以内</td><td>242</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>409</td></tr> <tr><td>合計</td><td>651</td></tr> </table> 2. 貸手側 未経過リース料 (単位：百万円) <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr><td>1年以内</td><td>25</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>-</td></tr> <tr><td>合計</td><td>25</td></tr> </table>	1年以内	242	1年超	409	合計	651	1年以内	25	1年超	-	合計	25
1年以内	242																								
1年超	651																								
合計	894																								
1年以内	15																								
1年超	25																								
合計	40																								
1年以内	242																								
1年超	409																								
合計	651																								
1年以内	25																								
1年超	-																								
合計	25																								

(金融商品関係)

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、ショッピングクレジット事業、カード事業、消費者金融事業などの消費者向けファイナンス事業を行っております。これらの事業を行うため、金融市場の状況や、調達と運用のバランス管理(ALM)などの観点から、銀行借入による間接金融のほか、社債や短期社債の発行、債権流動化による直接金融での資金調達を最大限活用しております。当社グループが保有する金融資産は金利変動を伴わないものが大半となっておりますが、金融負債は金利変動を伴うものが多く含まれているため、ALMによるポートフォリオマネジメントを実施しております。

また、余資運用については安全性・流動性を最優先に取り組んでおり、預金や現先による短期運用の他、知見のある領域における他社の資産または資産担保証券への中長期的な運用を行い、自社の既存業務で構築した審査機能やモニタリング機能の活用を図っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主に個人に対するショッピングクレジット事業、カード事業および消費者金融事業による金銭債権で構成されており、顧客の契約不履行や加盟店の倒産等によってもたらされる信用リスクにさらされております。消費者金融事業の一部については、いわゆるグレーゾーン金利を含む貸付金があり、利息返還請求を受ける可能性があります。また、有価証券および投資有価証券は、金銭債権を裏付とする信託受益権などをその他有価証券として保有しております。これらは、裏付資産の毀損による信用リスク及び市場リスクにさらされております。

金融負債においては、借入金、社債、短期社債および債権流動化などによる資金調達、金融市場の環境変化などにより、利用できなくなる流動性リスクにさらされております。また、変動金利の借入を行っているため、金利の変動リスクにさらされております。

当社グループが行っておりますデリバティブ取引には金利スワップ取引があり、これにより一部の長期借入について金利変動リスクをヘッジしております。金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社グループは、クレジットポリシーおよび信用リスク管理にかかる諸規程を整備し、これらに基づいて、個別契約に対する初期与信審査、途上与信審査、信用情報管理、内部格付、延滞債権・問題債権への対応や、加盟店に対する初期・途上管理への対応などの総合的な与信管理に関する体制を構築し、運営しております。これらの与信管理は、信用リスク管理部門が担当しており、その内容について経営会議等への定期的な報告や付議を行っております。

有価証券における信用リスクについては、信用リスク管理部門および財務部門において、裏付資産の定期的なモニタリングや時価情報を定期的に検証することで管理しております。

市場リスクの管理

ア. 金利変動リスクの管理

当社グループはALMによって金利の変動リスクを管理しております。経営会議の下部組織としてALM委員会を設置し、ALM委員会規程に基づき、ALMに関する基本方針の策定、調達・運用の金利水準の分析、調達方法の審議、社内適用金利(基準金利)の審議、デリバティブ取引の審議などを行っております。具体的には、財務部門において金利感応度分析やギャップ分析等により資産・負債のバランスをモニタリングし、その結果について、月次ベースでALM委員会に報告しております。

イ. 価格変動リスクの管理

有価証券については、決裁権限規程に基づき、金額・商品などに応じた決裁権限を定め、厳格な運用がなされております。財務部門においては、資金運用細則及び余資運用細則に基づき、運用商品の選定や保有商品のモニタリングを行い、価格変動リスクの軽減を図っており、これらの内容について定期的に取締役会に報告しております。また、信用リスク管理部門において、保有商品のモニタリングを行い、引当実施の検討を行っております。

ウ．デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、デリバティブ取引管理規程に基づき、原則として、毎年度の計画を事前に策定し、ALM委員会の承認を得るとともに、計画外のデリバティブを実施する場合も、事前にALM委員会の承認を得ることとなっております。また、ヘッジ有効性の評価等についても、必要に応じ、財務部長よりALM委員会へ報告することとなっております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、財務部門において日次の資金管理を行うほか、ALM委員会において調達構造の状況や金融機関との取引状況、資金繰りの状況について検証を行うことにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）2に記載のとおりであります。）。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金及び預金	115,557	115,557	-
(2) 割賦売掛金	350,021		
貸倒引当金（*1）	26,394		
割賦利益繰延（*2）	12,047		
	311,579	343,550	31,970
(3) 金銭の信託	52,459	52,532	72
(4) 有価証券および投資有価証券 その他有価証券	57,363	57,363	-
資産計	536,960	569,004	32,043
(1) 支払手形及び買掛金	18,920	18,920	-
(2) 短期借入金	183,300	183,300	-
(3) 預り金および債権流動化預り金	214,768	214,768	-
(4) 社債	10,100	10,100	-
(5) 長期借入金	52,934	53,351	416
負債計	480,023	480,440	416

（*1） 割賦売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（*2） 割賦売掛金に対応する割賦利益繰延（利用者手数料）を控除しております。

（*3） 上記の他、信用保証割賦売掛金を含む債務保証があり、時価は 4,515百万円であります。ただし、前受保証料21,714百万円を割賦利益繰延として計上しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定ならびに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 割賦売掛金

割賦売掛金に係る利率は変動する要素が限定的であり、種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額から割賦売掛金の管理回収にかかるコストを控除した金額を現在価値に割り引き、当該金額から現在の貸倒見積高を控除して時価を算定しております。なお、時価の算定において、利息返還損失引当金については考慮していません。

(3) 金銭の信託

金銭の信託は信用保証業務の一環として設定しているものであり、見積将来キャッシュ・フローの現在価値によっております。

(4) 有価証券および投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、信託受益権は見積将来キャッシュ・フローの現在価値または取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」に記載のとおりであります。

負債

(1) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 預り金および債権流動化預り金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

1年以内に償還予定の社債であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

債務保証

見積将来キャッシュ・フローの金額を現在価値に割り引き、当該金額から現在の貸倒見積高を控除して時価を算定しております。

デリバティブ取引

注記事項（デリバティブ取引関係）に記載のとおりであります。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	324
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資	18
合計	343

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(4)有価証券および投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
現金及び預金	115,557	-	-	-	-	-
割賦売掛金	147,996	81,272	48,058	14,585	10,516	29,030
有価証券および投資有価証券 その他有価証券のうち満期 があるもの その他	1,713	47,955	4,058	780	60	-
合計	265,267	129,227	52,117	15,365	10,576	29,030

(注) 4. 社債、長期借入金およびその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

連結附属明細表「社債明細表」および「借入金等明細表」に記載のとおりであります。

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、ショッピングクレジット事業、カード事業、消費者金融事業などの消費者向けファイナンス事業を行っております。これらの事業を行うため、金融市場の状況や、調達と運用のバランス管理(A L M)などの観点から、銀行借入による間接金融のほか、社債や短期社債の発行、債権流動化による直接金融での資金調達を最大限活用しております。当社グループが保有する金融資産は金利変動を伴わないものが大半となっておりますが、金融負債は金利変動を伴うものが多く含まれているため、A L Mによるポートフォリオマネジメントを実施しております。

また、余資運用については安全性・流動性を最優先に取り組んでおり、預金や現先による短期運用の他、知見のある領域における他社の資産または資産担保証券への中長期的な運用を行い、自社の既存業務で構築した審査機能やモニタリング機能の活用を図っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主に個人に対するショッピングクレジット事業、カード事業および消費者金融事業による金銭債権で構成されており、顧客の契約不履行や加盟店の倒産等によってもたらされる信用リスクにさらされております。消費者金融事業の一部については、いわゆるグレーゾーン金利を含む貸付金があり、利息返還請求を受ける可能性があります。また、有価証券および投資有価証券は、金銭債権を裏付とする信託受益権などをその他有価証券として保有しております。これらは、裏付資産の毀損による信用リスク及び市場リスクにさらされております。

金融負債においては、借入金、社債、短期社債および債権流動化などによる資金調達が、金融市場の環境変化などにより、利用できなくなる流動性リスクにさらされております。また、変動金利の借入を行っているため、金利の変動リスクにさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社グループは、クレジットポリシーおよび信用リスク管理にかかる諸規程を整備し、これらに基づいて、個別契約に対する初期与信審査、途上与信審査、信用情報管理、内部格付、延滞債権・問題債権への対応や、加盟店に対する初期・途上管理への対応などの総合的な与信管理に関する体制を構築し、運営しております。これらの与信管理は、信用リスク管理部門が担当しており、その内容について経営会議等への定期的な報告や付議を行っております。

有価証券における信用リスクについては、信用リスク管理部門および財務部門において、裏付資産の定期的なモニタリングや時価情報を定期的に検証することで管理しております。

市場リスクの管理

ア．金利変動リスクの管理

当社グループはALMによって金利の変動リスクを管理しております。当社社長直轄の組織としてALM委員会を設置し、ALM委員会規程に基づき、ALMに関する基本方針の策定、調達・運用の金利水準の分析、調達方法の審議、社内適用金利（基準金利）の審議、デリバティブ取引の審議などを行っております。具体的には、財務部門において金利感応度分析やギャップ分析等により資産・負債のバランスをモニタリングし、その結果について、月次ベースでALM委員会に報告しております。

イ．価格変動リスクの管理

有価証券については、決裁権限規程に基づき、金額・商品などに応じた決裁権限を定め、厳格な運用がなされております。財務部門においては、資金運用細則及び余資運用細則に基づき、運用商品の選定や保有商品のモニタリングを行い、価格変動リスクの軽減を図っており、これらの内容について定期的に取締役会に報告しております。また、信用リスク管理部門において、保有商品のモニタリングを行い、引当実施の検討を行っております。

ウ．デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、デリバティブ取引管理規程に基づき、原則として、毎年度の計画を事前に策定し、ALM委員会の承認を得るとともに、計画外のデリバティブを実施する場合も、事前にALM委員会の承認を得ることとなっております。また、ヘッジ有効性の評価等についても、必要に応じ、財務部長よりALM委員会へ報告することとなっております。

エ．市場リスクに係る定量的情報

当社グループでは、金融資産および金融負債について、金利の合理的な変動幅を用いた時価に与える影響額を、金利の変動リスクの管理に当たっての定量的分析に利用しております。金利以外のすべてのリスク変数が一定であることを仮定し、平成23年3月31日現在、指標となる金利が10ベース・ポイント（0.1%）上昇したものと想定した場合には、資産の時価が1,025百万円、負債の時価が8百万円減少し、10ベース・ポイント（0.1%）下落したものと想定した場合には、資産の時価が1,031百万円、負債の時価が8百万円増加するものと把握しております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、財務部門において日次の資金管理を行うほか、ALM委員会において調達構造の状況や金融機関との取引状況、資金繰りの状況について検証を行うことにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）2に記載のとおりであります。）。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金及び預金	96,405	96,405	-
(2) 割賦売掛金	335,351		
貸倒引当金（*1）	22,352		
割賦利益繰延（*2）	12,574		
	300,424	326,650	26,226
(3) 金銭の信託	52,293	54,232	1,938
(4) 有価証券および投資有価証券 その他有価証券	67,097	67,097	-
資産計	516,221	544,386	28,164
(1) 支払手形及び買掛金	17,341	17,341	-
(2) 短期借入金	193,800	193,800	-
(3) 短期社債	13,500	13,500	-
(4) 預り金および債権流動化預り金	209,661	209,661	-
(5) 長期借入金	12,603	12,744	141
負債計	446,906	447,047	141

（*1） 割賦売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（*2） 割賦売掛金に対応する割賦利益繰延（利用者手数料）を控除しております。

（*3） 上記の他、信用保証割賦売掛金を含む債務保証があり、時価は 5,288百万円であります。ただし、前受保証料21,606百万円を割賦利益繰延として計上しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定ならびに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 割賦売掛金

割賦売掛金に係る利率は変動する要素が限定的であり、種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額から割賦売掛金の管理回収にかかるコストを控除した金額を現在価値に割り引き、当該金額から現在の貸倒見積高を控除して時価を算定しております。なお、時価の算定において、利息返還損失引当金については考慮しておりません。

(3) 金銭の信託

金銭の信託は信用保証業務の一環として設定しているものであり、見積将来キャッシュ・フローの現在価値によっております。

(4) 有価証券および投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、信託受益権は見積将来キャッシュ・フローの現在価値または取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」に記載のとおりであります。

負債

(1) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 短期社債

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 預り金および債権流動化預り金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

債務保証

見積将来キャッシュ・フローの金額を現在価値に割り引き、当該金額から現在の貸倒見積高を控除して時価を算定しております。

(注) 2 . 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	184
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資	37
合計	221

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(4)有価証券および投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3 . 金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
現金及び預金	96,405	-	-	-	-	-
割賦売掛金	143,081	78,518	48,720	16,534	10,591	27,879
有価証券および投資有価証券 その他有価証券のうち満期 があるもの その他	7,195	58,149	840	-	-	-
合計	246,681	136,668	49,560	16,534	10,591	27,879

(注) 4 . 長期借入金およびその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

連結附属明細表「社債明細表」および「借入金等明細表」に記載のとおりであります。

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成22年3月31日)

1. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	信託受益権	56,972	56,872	99
	小計	56,972	56,872	99
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	390	479	88
	小計	390	479	88
合計		57,363	57,352	10

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額324百万円)ならびに投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(連結貸借対照表計上額18百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	61	43	-
合計	61	43	-

当連結会計年度(平成23年3月31日)

1. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	信託受益権	53,475	53,425	49
	小計	53,475	53,425	49
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	信託受益権	13,284	13,300	15
	株式	338	407	69
	小計	13,622	13,707	85
合計		67,097	67,133	35

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額184百万円)ならびに投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(連結貸借対照表計上額37百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

金利スワップの特例処理によるもので、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

項目	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1. 採用している退職給付制度の概要	<p>当社は、確定給付型の制度として企業年金基金制度および退職一時金制度を設けております。</p> <p>なお、退職給付信託を設定しております。</p> <p>また、連結子会社の全日信販株式会社は、退職一時金制度を設けている他、全国信販厚生年金基金に加盟しております。当該厚生年金基金制度は、退職給付会計実務指針第33項の例外処理を行う複数事業主制度であります。</p>	<p>連結子会社は、確定給付型の制度として企業年金基金制度および退職一時金制度を設けております。</p> <p>なお、退職給付信託を設定しております。</p> <p>また、一部の連結子会社では、退職一時金制度を設けている他、全国信販厚生年金基金に加盟しております。当該厚生年金基金制度は、退職給付会計実務指針第33項の例外処理を行う複数事業主制度であります。</p>
2. 退職給付債務に関する事項	(平成22年3月31日現在)	(平成23年3月31日現在)
退職給付債務	9,444 百万円	9,333 百万円
年金資産	10,250	10,056
未認識数理計算上の差異	2,563	2,309
未認識過去勤務債務(債務の減額)	635	542
連結貸借対照表計上額純額	2,735	2,489
前払年金費用	3,353	3,201
退職給付引当金	618	711
3. 退職給付費用に関する事項		
勤務費用	488 百万円	450 百万円
利息費用	183	185
期待運用収益	267	310
数理計算上の差異の費用処理額	519	431
過去勤務債務の費用処理額	92	92
退職給付費用	832	663
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項		
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
割引率	1.5~2.0 %	1.5~2.0 %
期待運用収益率	3.5 %	3.5 %
数理計算上の差異の処理年数	5~12 年	5~12 年
過去勤務債務の額の処理年数	5~12 年	5~12 年
5. 要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項		
制度全体の積立状況に関する事項	(平成21年3月31日現在)	(平成22年3月31日現在)
年金資産の額	7,860 百万円	8,986 百万円
年金財政計算上の給付債務の額	10,399	9,116
差引額	2,539	130
制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合	(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) 8.13 %	(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日) 9.97 %

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成22年3月31日)		当連結会計年度 (平成23年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(繰延税金資産)		(繰延税金資産)	
貸倒引当金損金算入限度超過額	51,156 百万円	貸倒引当金損金算入限度超過額	48,637 百万円
繰越欠損金	80,666	繰越欠損金	81,594
その他	15,438	その他	14,476
小計	147,261	小計	144,708
評価性引当額	137,231	評価性引当額	136,969
合計	10,030	合計	7,739
(繰延税金負債)		(繰延税金負債)	
連結子会社資産時価評価差額金	92	連結子会社資産時価評価差額金	109
その他有価証券評価差額金	15	資産除去費用	24
合計	107	その他	6
合計		合計	140
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因について 税金等調整前当期純損失であるため、記載していません。		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因について 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	

(企業結合等関係)

当連結会計年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

共通支配下の取引等

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称、その事業の内容、企業結合日および結合後企業の名称

対象となった事業の名称	対象となった事業の内容	企業結合日	結合後企業の名称
ショッピングクレジット事業、 クレジットカード事業、決済事 業等	包括信用購入あっせん業務、個 別信用購入あっせん業務、融資 業務、集金代行業務等	平成22年4月1日	株式会社アプラス
ローン事業等	融資業務等	平成22年4月1日	株式会社アプラスパーソナルローン

(2) 企業結合の法的形式

当社を分割会社、株式会社アプラス(当社の連結子会社)および株式会社アプラスパーソナルローン(当社の連
結子会社)の2社を承継会社とする会社分割(吸収分割)であります。

(3) その他取引の概要に関する事項

経営環境の変化に対し、更に機動的に対応できる組織作りが急務であると考え、事業持株会社体制の採用により、
新たな体制へ移行したものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)および「企業結合会計基準及び事業分
離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引
として処理しております。

3. 株式の割当

株式会社アプラスが発行した普通株式1株および株式会社アプラスパーソナルローンが発行した普通株式1株は、
すべて当社に対して割当交付しております。

4. 分割した資産および負債

(単位:百万円)

	承継会社 株式会社アプラス	承継会社 株式会社アプラスパーソナルローン
(資産の部)		
流動資産	912,430	52,572
固定資産	38,648	40,836
資産合計	951,078	93,408
(負債の部)		
流動負債	870,357	80,105
固定負債	25,720	3,303
負債合計	896,078	83,408

(セグメント情報等)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
1. 事業の種類別セグメント 情報	当社および連結子会社は、包括信用購入 あっせん、個別信用購入あっせん、信用保 証、融資等の業務を主に営んでおり、これ らの業務は信用供与から回収まで事業の 種類、性質等が類似しているため、記載し ておりません。
2. 所在地別セグメント情報	当連結会計年度における全セグメントの 売上高の合計および全セグメントの資産 の金額の合計額に占める「本邦」の割合 がいずれも90%を超えているため、記載し ておりません。
3. 海外売上高	当連結会計年度における海外売上高は連 結売上高の10%未満のため、記載しており ません。

【セグメント情報】

当連結会計年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、分離された財務情報が入手可能な構成単位であり、最高経営責任者(CEO)が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、平成22年 4月 1日に吸収分割の方法により事業持株会社に移行しており、当社グループの金融商品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

当社グループは、お客さまに提供する金融商品・サービス別のセグメントから構成されております。主要な子会社である株式会社アプラスおよび株式会社アプラスパーソナルローンが行う事業を「ショッピングクレジット事業」、「クレジットカード事業」、「ローン事業」および「決済事業」に区分し、また、全日信販株式会社をはじめとするその他の子会社を「その他子会社」として、これら5つを報告セグメントとしております。

各セグメントの主な内容は以下のとおりであります。

「ショッピングクレジット事業」は、個別信用購入あっせん業務および信用保証業務、「クレジットカード事業」は、包括信用購入あっせん業務およびクレジットカードを手段とした融資業務、「ローン事業」は、融資業務、「決済事業」は、集金代行業務であります。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

セグメント間の内部取引における取引価格は、第三者取引価格に基づいております。

なお、資産については、事業セグメントごとの管理を行っておりません。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結損益 計算書計 上額 (注) 3
	ショッピ ングクレ ジット	クレジッ トカード	ローン	決済	その他子 会社	計				
営業収益										
外部顧客への 売上高	26,213	24,125	15,284	7,446	9,389	82,457	2,610	85,067	-	85,067
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	-	-	-	1	497	498	322	820	820	-
計	26,213	24,125	15,284	7,447	9,886	82,955	2,932	85,887	820	85,067
セグメント利益 又は損失()	3,449	1,902	2,314	1,331	1,347	6,539	55	6,594	9,551	2,957

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、リース事業および住宅ローン事業を含んでおります。

2. 調整額は以下のとおりであります。

セグメント利益の調整額 9,551百万円には、セグメント間取引消去93百万円、のれん償却額 840百万円および各報告セグメントに配分していない調整額 8,804百万円が含まれております。

3. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

4. 報告セグメントの算定上、減価償却費および支払利息は、一部について他の営業経費と合算した上で事業セグメントに配分しており、減価償却費、支払利息としては事業セグメントごとの把握・管理を行っていないため、その他の項目への記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結損益 計算書計 上額 (注) 3
	ショッピ ングクレ ジット	クレジッ トカード	ローン	決済	その他子 会社	計				
営業収益										
外部顧客への 売上高	23,592	18,377	9,589	7,299	8,747	67,604	3,447	71,051	-	71,051
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	-	-	-	5	493	498	6	504	504	-
計	23,592	18,377	9,589	7,304	9,240	68,102	3,453	71,555	504	71,051
セグメント利益 又は損失()	5,599	1,161	2,507	1,791	1,517	10,253	28	10,281	2,732	7,549

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、リース事業および住宅ローン事業を含んでおります。

2. 調整額は以下のとおりであります。

セグメント利益の調整額 2,732百万円には、セグメント間取引消去186百万円、のれん償却額 840百万円および各報告セグメントに配分していない調整額 2,078百万円が含まれております。

3. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4. 報告セグメントの算定上、減価償却費および支払利息は、一部について他の営業経費と合算した上で事業セグメントに配分しており、減価償却費、支払利息としては事業セグメントごとの把握・管理を行っていないため、その他の項目への記載を省略しております。

【関連情報】

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

当社および連結子会社が営む業務は信用供与から回収までの事業の種類や性質等が類似しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

報告セグメントに配分されていないのれんの償却額は840百万円であり、未償却残高は4,204百万円であります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

(追加情報)

当連結会計年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権の被 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等 (人)	事業上の 関係				
親会社	(株)新生銀行	東京都 千代田区	476,296	銀行業	93.6	-	預金の預入 資金の借入	資金の借入	1,934,500	短期借入金	120,000
								資金の返済	1,884,500		-
								信託受益権 の取得	56,005		-
								信託受益権 の売却	726,590		-

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

資金の借入については、市場金利を勘案して交渉の上、決定しております。なお、担保は提供しておりませ
ん。

信託受益権の取得については、市中相場を勘案して交渉の上、決定しております。

信託受益権の売却については、市中相場を勘案して交渉の上、決定しております。

その他

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権の被 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等 (人)	事業上の 関係				
親会社	(株)新生銀行	東京都 千代田区	476,296	銀行業	91.1 (91.1)	-	資金の借入	資金の借入	283,000	短期借入金	57,500
								資金の返済	290,500		-
								信託受益権 の売却	14,000		-

(注) 1. 「議決権の被所有割合」の()内は、間接被所有割合で内数であります。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

資金の借入については、市場金利を勘案して交渉の上、決定しております。なお、担保は提供しておりませ
ん。

信託受益権の売却については、市中相場を勘案して交渉の上、決定しております。

その他

該当事項はありません。

2. 親会社または重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権の被 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等 (人)	事業上の 関係				
親会社	(株)新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	95.0 (95.0)	-	預金の預入 資金の借入	資金の借入 1,100,400 資金の返済 1,077,900 信託受益権 の取得 13,382 信託受益権 の売却 148,323	短期借入金	102,500	-
					92.5 (92.5)	-	資金の借入	資金の借入 980,200 資金の返済 960,200	短期借入金	77,500	-

(注) 1. 「議決権の被所有割合」の()内は、間接被所有割合で内数であります。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

資金の借入については、市場金利を勘案して交渉の上、決定しております。なお、担保は提供しておりません。

信託受益権の取得については、市中相場を勘案して交渉の上、決定しております。

信託受益権の売却については、市中相場を勘案して交渉の上、決定しております。

連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権の所 有(被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等 (人)	事業上の 関係				
同一の親会 社をもつ会 社	(株)新生証券	東京都 中央区	8,750	証券業	-	-		金銭債権の 取得	15,733		-

(注) 1. 「議決権の被所有割合」の()内は、間接被所有割合で内数であります。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

金銭債権の取得については、市中相場を勘案して交渉の上、決定しております

その他

該当事項はありません。

2. 親会社または重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

新生フィナンシャル株式会社（非上場）

(1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり純資産額	円	45.66	20.16
1株当たり当期純利益(1株当たり 当期純損失)	円	27.61	2.35
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	-	0.89

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失のため記載していません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎とする純資産額は、連結貸借対照表の純資産合計額から優先株式の発行額および優先株式の配当額を控除した額であります。

3. 1株当たり当期純利益(1株当たり当期純損失)および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり当期純利益(1株当たり 当期純損失)			
当期純利益(当期純損失)	百万円	7,702	3,224
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る当期純利益(普通 株式に係る当期純損失)	百万円	7,702	3,224
期中平均株式数	千株	278,968	1,373,515
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	-	-
普通株式増加数	千株	-	2,255,504
(うち第一回B種優先株式)	千株	(-)	(57,130)
(うち第一回C種優先株式)	千株	(-)	(50,355)
(うちD種優先株式)	千株	(-)	(217,669)
(うちG種優先株式)	千株	(-)	(317,848)
(うちH種優先株式)	千株	(-)	(1,612,500)

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																								
<p>当社は、平成21年6月26日開催の当社定時株主総会決議に基づき、平成22年4月1日付で事業持株会社体制に移行するため会社分割を実施するとともに、同日付で商号を(株)アプラスフィナンシャルに変更いたしました。</p> <p>会社分割の概要は以下のとおりであります。</p>																									
<p>(1) 会社分割の目的</p> <p>経営環境の変化に対し、更に機動的に対応できる組織作りが急務であると考え、事業持株会社体制の採用により、新たな体制へ移行するものであります。</p>																									
<p>(2) 会社分割の方法</p> <p>当社を分割会社とし、(株)アプラスクレジットおよび(株)アプラスパーソナルローンを承継会社とする吸収分割であります。</p>																									
<p>(3) 株式の割当</p> <p>(株)アプラスクレジットが発行する普通株式1株および(株)アプラスパーソナルローンが発行する普通株式1株は、すべて当社に対して割当交付しております。</p>																									
<p>(4) 会計処理の概要</p> <p>企業結合会計上、本分割は共通支配下の取引に該当します。</p>																									
<p>(5) 分割した事業、資産および負債</p> <p>(承継会社) (株)アプラスクレジット</p> <p>事業 ショッピングクレジット事業、カード事業、決済事業等</p> <p>(資産の部)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">912,430百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">38,648</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">951,078</td> </tr> </table> <p>(負債の部)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">流動負債</td> <td style="text-align: right;">870,357</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">25,720</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">896,078</td> </tr> </table> <p>(承継会社) (株)アプラスパーソナルローン</p> <p>事業 消費者金融事業等</p> <p>(資産の部)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">52,572百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">40,836</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">93,408</td> </tr> </table> <p>(負債の部)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">流動負債</td> <td style="text-align: right;">80,105</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">3,303</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">83,408</td> </tr> </table>		流動資産	912,430百万円	固定資産	38,648	資産合計	951,078	流動負債	870,357	固定負債	25,720	負債合計	896,078	流動資産	52,572百万円	固定資産	40,836	資産合計	93,408	流動負債	80,105	固定負債	3,303	負債合計	83,408
流動資産	912,430百万円																								
固定資産	38,648																								
資産合計	951,078																								
流動負債	870,357																								
固定負債	25,720																								
負債合計	896,078																								
流動資産	52,572百万円																								
固定資産	40,836																								
資産合計	93,408																								
流動負債	80,105																								
固定負債	3,303																								
負債合計	83,408																								
<p>(6) 分割会社(当社)の概要</p> <p>商号 (株)アプラスフィナンシャル</p> <p>事業内容 グループ会社の管理運営等</p> <p>本店 大阪府中央区南船場一丁目17番26号</p> <p>代表者 代表取締役社長 常峰 仁</p> <p>資本金 15,000百万円</p>																									

前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<p>(7) 分割承継会社の概要</p> <p>(承継会社)</p> <p>商号 (株)アプラスクレジット (平成22年 4月 1日付で「(株)アプラス」へ商号変更)</p> <p>事業内容 ショッピングクレジット事業、カード事業、決済事業等</p> <p>本店 大阪市中央区南船場一丁目17番26号</p> <p>代表者 代表取締役社長 常峰 仁</p> <p>資本金 15,000百万円</p> <p>(承継会社)</p> <p>商号 (株)アプラスパーソナルローン</p> <p>事業内容 消費者金融事業等</p> <p>本店 大阪府吹田市豊津町 9 番 1 号</p> <p>代表者 代表取締役社長 常峰 仁</p> <p>資本金 1,000百万円</p>	

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
当社	短期社債(注)1	平成23年1月20日～ 平成23年3月18日	-	13,500 (13,500)	0.5～0.9	なし	平成23年4月
	株式会社アプラス 第1回無担保社債 (注)1	平成19年6月25日	10,100 (10,100)	-	1.9	なし	平成22年6月25日
合計	-	-	10,100 (10,100)	13,500 (13,500)	-	-	-

(注)1.()内の金額は、1年以内における償還予定額であります。

2.連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内(百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
13,500	-	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	183,300	193,800	0.6	-
1年以内返済予定の長期借入金	40,331	8,131	2.0	-
1年以内返済予定のリース債務	1,900	1,119	3.6	-
長期借入金 (1年以内返済予定のものを除く)	12,603	4,471	2.6	平成24年～平成28年
リース債務 (1年以内返済予定のものを除く)	2,319	825	3.6	平成24年～平成27年
その他有利子負債	-	-	-	-
計	240,454	208,348	-	-

(注)1.「平均利率」については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2.長期借入金およびリース債務(1年以内返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における返済予定額は次のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	2,709	932	515	255
リース債務	630	182	12	0

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当該連結会計年度末における負債および純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	第2四半期 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	第3四半期 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	第4四半期 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
営業収益(百万円)	18,942	17,536	17,476	17,095
税金等調整前四半期純利益金額(百万円)	1,988	1,662	4,029	2,071
四半期純利益金額(百万円)	1,776	1,167	3,888	3,608
1株当たり四半期純利益金額(円)	1.46	0.95	2.55	2.37

(注) は損失を示しております。

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3・7 112,288	7 3,103
割賦売掛金	1・2 282,460	-
信用保証割賦売掛金	596,199	65,084
リース投資資産	4,129	-
有価証券	4 2,342	-
前払費用	243	-
繰延税金資産	9,580	-
関係会社短期貸付金	310	-
金銭の信託	5 52,459	-
口座振替未収金	14,008	-
立替金	11,818	-
未収入金	-	7 12,538
その他	2,165	1,130
貸倒引当金	34,256	1,360
流動資産合計	1,053,749	80,496
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2,216	-
構築物（純額）	15	-
工具、器具及び備品（純額）	829	-
土地	4,937	-
リース資産（純額）	60	-
その他（純額）	38	-
有形固定資産合計	6 8,098	-
無形固定資産		
ソフトウェア	8,505	-
リース資産	6	-
その他	0	-
無形固定資産合計	8,512	-
投資その他の資産		
投資有価証券	55,024	-
関係会社株式	11,488	66,087
出資金	0	-
長期貸付金	14	-
長期前払費用	59	-
その他	7,079	45
投資その他の資産合計	73,666	66,132
固定資産合計	90,277	66,132
繰延資産		
社債発行費	2	-
繰延資産合計	2	-
資産合計	1,144,028	146,629

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	1,813	-
買掛金	15,100	-
信用保証買掛金	596,199	65,084
1年内償還予定の社債	10,100	-
短期借入金	7 125,800	-
1年内返済予定の長期借入金	40,331	-
リース債務	1,892	-
未払金	2,654	7 11,253
未払費用	292	-
未払法人税等	188	75
預り金	88,110	185
債権流動化預り金	124,612	-
賞与引当金	633	-
ポイント引当金	1,132	-
割賦利益繰延	8 25,586	-
その他	103	-
流動負債合計	1,034,549	76,599
固定負債		
長期借入金	12,603	-
リース債務	2,304	-
繰延税金負債	15	-
役員退職慰労引当金	109	95
利息返還損失引当金	13,300	-
その他	759	-
固定負債合計	29,090	95
負債合計	1,063,640	76,694
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,000	15,000
資本剰余金		
資本準備金	3,750	3,750
その他資本剰余金	59,822	59,750
資本剰余金合計	63,572	63,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,789	8,564
利益剰余金合計	1,789	8,564
自己株式	17	0
株主資本合計	80,343	69,935
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	44	-
評価・換算差額等合計	44	-
純資産合計	80,387	69,935
負債純資産合計	1,144,028	146,629

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
営業収益		
包括信用購入あっせん収益	9,717	-
個別信用購入あっせん収益	1 8,381	-
信用保証収益	15,905	879
融資収益	30,515	-
金融収益		
受取利息	24	0
その他	3,002	-
金融収益合計	3,026	0
その他の営業収益	8,454	91
営業収益合計	76,001	970
営業費用		
販売費及び一般管理費	2 73,398	2 1,711
金融費用		
支払利息	3 3,637	44
その他	1,111	-
金融費用合計	4,749	44
営業費用合計	78,147	1,756
営業損失()	2,146	785
営業外収益		
投資有価証券売却益	43	-
関係会社清算益	43	-
差入保証金返還益	30	-
雑収入	78	0
営業外収益合計	195	0
営業外費用		
固定資産売却損	4 28	-
固定資産除却損	19	-
社債発行費償却	16	2
雑損失	20	0
営業外費用合計	85	2
経常損失()	2,035	786
特別利益		
社債償還益	351	-
退職給付信託設定益	158	-
特別利益合計	510	-
特別損失		
ソフトウェア評価損	3,008	-
関係会社株式評価損	199	-
特別損失合計	3,207	-
税引前当期純損失()	4,733	786
法人税、住民税及び事業税	91	13
法人税等調整額	2,190	9,580
法人税等合計	2,281	9,566
当期純損失()	7,014	10,353

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	47,250	15,000
当期変動額		
資本金からその他資本剰余金への振替	32,250	-
当期変動額合計	32,250	-
当期末残高	15,000	15,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	36,000	3,750
当期変動額		
資本準備金からその他資本剰余金への振替	32,250	-
当期変動額合計	32,250	-
当期末残高	3,750	3,750
その他資本剰余金		
前期末残高	18,685	59,822
当期変動額		
資本金からその他資本剰余金への振替	32,250	-
資本準備金からその他資本剰余金への振替	32,250	-
自己株式の消却	16,902	71
剰余金の配当	6,461	-
当期変動額合計	41,136	71
当期末残高	59,822	59,750
資本剰余金合計		
前期末残高	54,685	63,572
当期変動額		
資本金からその他資本剰余金への振替	32,250	-
自己株式の消却	16,902	71
剰余金の配当	6,461	-
当期変動額合計	8,886	71
当期末残高	63,572	63,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	8,803	1,789
当期変動額		
当期純損失()	7,014	10,353
当期変動額合計	7,014	10,353
当期末残高	1,789	8,564
自己株式		
前期末残高	17	17
当期変動額		
自己株式の取得	16,902	53
自己株式の消却	16,902	71
当期変動額合計	0	17
当期末残高	17	0

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
株主資本合計		
前期末残高	110,721	80,343
当期変動額		
自己株式の取得	16,902	53
剰余金の配当	6,461	-
当期純損失()	7,014	10,353
当期変動額合計	30,378	10,407
当期末残高	80,343	69,935
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	46	44
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	91	44
当期変動額合計	91	44
当期末残高	44	-
純資産合計		
前期末残高	110,674	80,387
当期変動額		
自己株式の取得	16,902	53
剰余金の配当	6,461	-
当期純損失()	7,014	10,353
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	91	44
当期変動額合計	30,286	10,452
当期末残高	80,387	69,935

【重要な会計方針】

	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
<p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 子会社株式 その他有価証券 ア. 時価のあるもの</p> <p>イ. 時価のないもの</p> <p>(2) デリバティブ</p>	<p>移動平均法による原価法</p> <p>決算日の市場価格等に基づく時価法 なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。</p> <p>移動平均法による原価法</p> <p>時価法</p>	<p>同左</p>
<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)</p> <p>(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産</p>	<p>主として、定率法を採用しております。ただし、東京研修会館の建物及び構築物ならびに平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。</p> <p>自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間(5～8年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>	
<p>3. 繰延資産の処理方法 社債発行費</p>	<p>社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。</p>	<p>同左</p>
<p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>(2) 賞与引当金</p>	<p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の内容を検討し、必要額を計上しております。</p> <p>なお、破綻先および実質破綻先に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は94,519百万円であります。</p> <p>従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。</p>	<p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の内容を検討し、必要額を計上しております。</p> <p>なお、破綻先および実質破綻先に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,514百万円であります。</p>

	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
(3) ポイント引当金	ポイント制度によりお客様に付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当事業年度末における将来の費用負担見込額を計上しております。	
(4) 退職給付引当金および前払年金費用	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。前払年金費用(3,353百万円)は、投資その他の資産の「その他」に含めて記載しております。	
(5) 役員退職慰労引当金	役員(執行役員を含む)に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。	同左
(6) 利息返還損失引当金	将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。	

	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)																				
5. 収益の計上基準	<p>営業収益の計上は、期日到来基準とし、次の方法によっております。</p> <p>(アドオン方式契約)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>計上方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>包括信用購入あっせん</td> <td>7・8分法</td> </tr> <tr> <td>個別信用購入あっせん</td> <td>7・8分法</td> </tr> <tr> <td>信用保証(保証料契約時一括受領)</td> <td>7・8分法</td> </tr> <tr> <td>信用保証(保証料分割受領)</td> <td>定額法</td> </tr> </tbody> </table> <p>(残債方式契約)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>計上方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>包括信用購入あっせん</td> <td>残債方式</td> </tr> <tr> <td>個別信用購入あっせん</td> <td>残債方式</td> </tr> <tr> <td>信用保証(保証料分割受領)</td> <td>残債方式</td> </tr> <tr> <td>融資</td> <td>残債方式</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 計上方法の内容は次のとおりであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 上記営業収益の計上方法は、代行手数料収入、利用者手数料収入、貸付利息収入、保証料収入、売上割戻しを対象としております。 2. 一時的収入としての性格が強い、カード諸手数料収入、事務手数料収入、延滞利息収入は現金授受時に収益計上しております。 3. 7・8分法とは、手数料総額を分割回数積数の積数で按分し、各返済期日到来のつど積数按分額を収益計上する方法であります。 4. 残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日のつど算出額を収益計上する方法であります。 	部門	計上方法	包括信用購入あっせん	7・8分法	個別信用購入あっせん	7・8分法	信用保証(保証料契約時一括受領)	7・8分法	信用保証(保証料分割受領)	定額法	部門	計上方法	包括信用購入あっせん	残債方式	個別信用購入あっせん	残債方式	信用保証(保証料分割受領)	残債方式	融資	残債方式	<p>営業収益の計上は、期日到来基準とし、残債方式により計上する方法によっております。なお、一時的収入としての性格が強い、事務手数料収入、延滞利息収入は現金授受時に収益計上しております。</p>
部門	計上方法																					
包括信用購入あっせん	7・8分法																					
個別信用購入あっせん	7・8分法																					
信用保証(保証料契約時一括受領)	7・8分法																					
信用保証(保証料分割受領)	定額法																					
部門	計上方法																					
包括信用購入あっせん	残債方式																					
個別信用購入あっせん	残債方式																					
信用保証(保証料分割受領)	残債方式																					
融資	残債方式																					
6. ヘッジ会計の方法	<p>繰延ヘッジを採用しております。</p> <p>なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。</p> <p>当社は、為替変動リスクに対して為替予約取引を、金利変動リスクに対して金利オプション取引および金利スワップ取引を選択する方針であり、当事業年度においては、借入金を対象に金利スワップ取引を実施しております。</p> <p>有効性の評価は、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動の比率により行っております。</p>																					

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
7. その他財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理	消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。 また、固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。	同左

【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
	(企業結合に関する会計基準等) 当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。

【表示方法の変更】

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
(貸借対照表) 割賦売掛金 未収入金		従来、「割賦売掛金」(当事業年度772百万円)として掲記しておりましたが、会社分割により内容が求償債権となり、かつ、資産合計額の100分の1以下となったため、当事業年度から流動資産の「その他」に含めて表示する方法に変更しました。資産合計額の100分の1を超えることとなったため、当事業年度から区分掲記する方法に変更しました。なお、前事業年度は、流動資産の「その他」に1,357百万円含まれております。
(損益計算書) 投資有価証券評価損 固定資産除却損	従来、「投資有価証券評価損」(当事業年度3百万円)として掲記しておりましたが、金額の重要性が乏しくなったため、当事業年度から営業外費用の「雑損失」に含めて表示する方法に変更しました。営業外費用の総額の100分の10を超えることとなったため、当事業年度から営業外費用に区分掲記する方法に変更しました。なお、前事業年度は、営業外費用の「雑損失」に32百万円含まれております。	

【注記事項】
(貸借対照表関係)

	前事業年度 (平成22年3月31日)		当事業年度 (平成23年3月31日)		
1. 部門別割賦売掛金	(単位:百万円)				
	部門	金額			
	包括信用購入あっせん	45,678			
	個別信用購入あっせん	72,275			
	融資(営業貸付金)	164,505			
	計	282,460			
	(注) 融資(営業貸付金)は、主として、ローンカードおよびカードキャッシングによるものであります。				
2. 割賦売掛金を流動化した残高	個別信用購入あっせん	53,652百万円			
	債権				
3. 担保に供している資産	(単位:百万円)				
	科目	金額			
	現金及び預金 (定期預金)	60			
4. 有価証券	信用保証業務の一環として保有している信託受益権であります。				
5. 金銭の信託	信用保証業務の一環として設定しているものであります。				
6. 減価償却累計額 有形固定資産	4,177百万円				
7. 関係会社に対する資産 および負債	現金及び預金	67,003百万円		現金及び預金	3,014百万円
	短期借入金	120,000百万円		未収入金	12,383百万円
				未払金	11,245百万円
8. 部門別割賦利益繰延	(単位:百万円)				
	部門	前事業年度 末残高	当事業年度 増加額	当事業年度 減少額	当事業年度 末残高
	包括信用購入 あっせん	324	9,711	9,717	318 (54)
	個別信用購入 あっせん	12,777	4,264	8,381	8,659 (253)
	信用保証	17,516	14,996	15,905	16,608
	計	30,618	28,972	34,004	25,586 (307)
	(注) ()内の金額は、加盟店手数料であり、内数であります。				
9. 偶発債務	(1) 保証債務残高のうち債権、債務とみなされない残高				8,281百万円
	(2) 従業員借入金保証残高				178百万円

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
10. ローンカードおよびクレジットカードに付随するカードキャッシングにおける貸出未実行残高	<p style="text-align: center;">1,400,952百万円</p> <p>なお、貸出未実行残高は、顧客の信用状態等により当社が任意に利用を停止できるものであり、貸出未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものではありません。</p>	
11. 配当制限等	<p>(1) 借入金のうち10,000百万円については、財務制限条項が付されており、当該条項に各年度の決算期もしくは第2四半期の末日における単体の純資産が980億円を下回った場合には期限の利益を喪失する旨が含まれております。ただし、この有価証券報告書提出日現在において、当該借入金の残高はありません。</p> <p>(2) 優先株式の配当制限 当社の定款の定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当をすることはありません。 B種優先株式・・・1株につき 100円 (別途、下記(3)の配当制限あり) C種優先株式・・・1株につき 100円 (別途、下記(3)の配当制限あり) D種優先株式・・・1株につき 80円 (別途、累積条項あり) G種優先株式・・・1株につき 30円 (別途、下記(3)の配当制限あり) H種優先株式・・・1株につき 30円 (別途、下記(3)の配当制限あり) 優先株式の内容は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式」に記載のとおりであります。</p> <p>(3) D種優先株式の株主との間で下記の契約を締結しております。 D種優先株式以外の優先株式および普通株式の配当制限 D種優先株式の発行済株式総数が0とならない限り、D種優先株式以外の優先株式および普通株式に対して、配当金その他の分配を行うことを株主総会に提案しない。 ただし、D種優先株式に未払配当がない場合に限り、 ア. 定款において定められる配当率を超えない金額で他の優先株式に配当し、</p>	<p>(1) 優先株式の配当制限 当社の定款の定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当をすることはありません。 B種優先株式・・・1株につき 100円 (別途、下記(2)の配当制限あり) D種優先株式・・・1株につき 80円 (別途、累積条項あり) G種優先株式・・・1株につき 30円 (別途、下記(2)の配当制限あり) H種優先株式・・・1株につき 30円 (別途、下記(2)の配当制限あり) 優先株式の内容は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式」に記載のとおりであります。</p> <p>(2) D種優先株式の株主との間で下記の契約を締結しております。 D種優先株式以外の優先株式および普通株式の配当制限 D種優先株式の発行済株式総数が0とならない限り、D種優先株式以外の優先株式および普通株式に対して、配当金その他の分配を行うことを株主総会に提案しない。 ただし、D種優先株式に未払配当がない場合に限り、 ア. 定款において定められる配当率を超えない金額で他の優先株式に配当し、 イ. 普通株式については、該当する各決算期の末日を含めるこれに先立つ30取引日の大阪証券取引所におけるその普通株式の毎日の終値の平均価格の1%を1株当たりの配当金額の上限として利益配当することを株主総会に対して提案できるものとする。</p> <p>最低純資産に係る制限 各年度の決算期もしくは第2四半期の末日における単体の純資産額が560</p>

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
	<p>イ. 普通株式については、該当する各決算期の末日を含めるこれに先立つ30取引日の大阪証券取引所におけるその普通株式の毎日の終値の平均価格の1%を1株当たりの配当金額の上限として利益配当することを株主総会に対して提案できるものとする。</p> <p>最低純資産に係る制限 各年度の決算期もしくは第2四半期の末日における単体の純資産額が560億円を下回った場合には、D種優先株式の各株主は、D種優先株式の普通株式への転換またはD種優先株式の償還のいずれかを行うことを請求できる。</p>	<p>億円を下回った場合には、D種優先株式の各株主は、D種優先株式の普通株式への転換またはD種優先株式の償還のいずれかを行うことを請求できる。</p>

(損益計算書関係)

	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)																												
1. 割賦売掛金を流動化したことによる損益	個別信用購入あっせん 収益 563百万円																													
2. 販売費及び一般管理費	<p>主な内容は、以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>18,540百万円</td></tr> <tr><td>利息返還損失引当金繰入額</td><td>9,475</td></tr> <tr><td>ポイント引当金繰入額</td><td>1,132</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>2,797</td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td>16,100</td></tr> <tr><td>従業員給料手当</td><td>7,149</td></tr> <tr><td>販売促進費</td><td>5,140</td></tr> <tr><td>通信費</td><td>3,231</td></tr> </table>	貸倒引当金繰入額	18,540百万円	利息返還損失引当金繰入額	9,475	ポイント引当金繰入額	1,132	減価償却費	2,797	支払手数料	16,100	従業員給料手当	7,149	販売促進費	5,140	通信費	3,231	<p>主な内容は、以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>473百万円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金繰入額</td><td>29</td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td>424</td></tr> <tr><td>保険料</td><td>264</td></tr> <tr><td>公租公課</td><td>170</td></tr> <tr><td>事業税及び事業所税</td><td>168</td></tr> </table>	貸倒引当金繰入額	473百万円	役員退職慰労引当金繰入額	29	支払手数料	424	保険料	264	公租公課	170	事業税及び事業所税	168
貸倒引当金繰入額	18,540百万円																													
利息返還損失引当金繰入額	9,475																													
ポイント引当金繰入額	1,132																													
減価償却費	2,797																													
支払手数料	16,100																													
従業員給料手当	7,149																													
販売促進費	5,140																													
通信費	3,231																													
貸倒引当金繰入額	473百万円																													
役員退職慰労引当金繰入額	29																													
支払手数料	424																													
保険料	264																													
公租公課	170																													
事業税及び事業所税	168																													
3. 金融費用「支払利息」	<p>主な内容は、以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>借入金利息</td><td>3,101百万円</td></tr> <tr><td>社債利息</td><td>247</td></tr> <tr><td>短期社債利息</td><td>284</td></tr> </table>	借入金利息	3,101百万円	社債利息	247	短期社債利息	284																							
借入金利息	3,101百万円																													
社債利息	247																													
短期社債利息	284																													
4. 固定資産売却損	<p>主な内容は、以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>土地</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>建物</td><td>26</td></tr> </table>	土地	1百万円	建物	26																									
土地	1百万円																													
建物	26																													
5. 部門別取扱高	(単位：百万円)																													
	部門	金額																												
	包括信用購入あっせん	453,501 (452,873)																												
	個別信用購入あっせん	38,190 (34,539)																												
	信用保証	287,761 (272,032)																												
	融資	83,079 (83,079)																												
	その他	1,297,236																												
	計	2,159,768																												
	(注) ()内の金額は、元本取扱高であります。																													

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式 (注)1	61,705	3,299	-	65,004
D種優先株式 (注)2・5	-	8,250,000	8,250,000	-
E種優先株式 (注)3・5	-	70,500,000	70,500,000	-
F種優先株式 (注)4・5	-	10,000,000	10,000,000	-
G種優先株式 (注)4・5	-	12,000,000	12,000,000	-
合計	61,705	100,753,299	100,750,000	65,004

- (注)1. 普通株式の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。
 2. D種優先株式の増加は、買取りによるものであります。
 3. E種優先株式の増加は、買取りならびに取得請求に基づき取得したものであります。
 4. F種優先株式およびG種優先株式の増加は、取得請求に基づき取得したものであります。
 5. D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式およびG種優先株式の減少は、消却したことによるものであります。

当事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式 (注)1・2	65,004	1,003,291	1,066,571	1,724
第一回B種優先株式 (注)3・4	-	7,500,000	7,500,000	-
第一回C種優先株式 (注)3・4	-	15,000,000	15,000,000	-
合計	65,004	23,503,291	23,566,571	1,724

- (注)1. 普通株式の増加は、単元未満株式の買取りならびに株主総会決議に基づく買取りによるものであります。
 2. 普通株式の減少は、消却したことによるものであります。
 3. 第一回B種優先株式および第一回C種優先株式の増加は、取得請求に基づき取得したことによるものであります。
 4. 第一回B種優先株式および第一回C種優先株式の減少は、消却したことによるものであります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)												
<p>ファイナンス・リース取引</p> <p>1. 借手側 未経過リース料の残高が、有形固定資産および無形固定資産の合計額の100分の10未満であるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 貸手側 リース投資資産は、転リース取引に係るものであり、利息相当額控除後の金額を計上しております。</p>													
<p>オペレーティング・リース取引</p> <p>1. 借手側 未経過リース料</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">242</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">651</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">894</td> </tr> </table> <p>2. 貸手側 未経過リース料</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">15</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">25</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">40</td> </tr> </table>	1年以内	242	1年超	651	合計	894	1年以内	15	1年超	25	合計	40	
1年以内	242												
1年超	651												
合計	894												
1年以内	15												
1年超	25												
合計	40												

(有価証券関係)

前事業年度(平成22年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額11,488百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成23年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額66,087百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳
(繰延税金資産)	(繰延税金資産)
貸倒引当金損金算入限度超過額 48,324 百万円	貸倒引当金損金算入限度超過額 1,079 百万円
繰越欠損金 78,204	繰越欠損金 78,525
その他 14,176	その他 65
小計 140,704	小計 79,670
評価性引当額 131,124	評価性引当額 79,670
合計 9,580	合計 -
(繰延税金負債)	(注) 分社型吸収分割方式による会社分割に係る一時差異のうち、解消時期が見積もれないものについては、繰延税金資産を計上しておりません。
その他有価証券評価差額金 15	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因について
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因について	同左
税引前当期純損失であるため、記載しておりません。	

(企業結合等関係)

当連結会計年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に記載しているため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり純資産額	円	43.03	26.96
1株当たり当期純損失	円	25.14	7.54
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	-	-

- (注) 1. 前事業年度および当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。
2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎とする純資産額は、貸借対照表の純資産合計額から優先株式の発行額および優先株式の配当額を控除した額であります。
3. 1株当たり当期純損失および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり当期純損失			
当期純損失	百万円	7,014	10,353
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る当期純損失	百万円	7,014	10,353
期中平均株式数	千株	278,968	1,373,515
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	-	-
普通株式増加数	千株	-	-
(うち第一回B種優先株式)	千株	(-)	(-)
(うち第一回C種優先株式)	千株	(-)	(-)
(うちD種優先株式)	千株	(-)	(-)
(うちG種優先株式)	千株	(-)	(-)
(うちH種優先株式)	千株	(-)	(-)

(重要な後発事象)

前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
会社分割による事業持株会社体制への移行について、その概要は「1 連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」における記載内容と同一であるため、記載しておりません。	

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類		前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期 末残高 (百万円)
有形固定 資産	建物	4,249	-	4,249	-	-	-	-
	構築物	126	-	126	-	-	-	-
	工具、器具及 び備品	2,217	-	2,217	-	-	-	-
	土地	4,937	-	4,937	-	-	-	-
	リース資産	695	-	695	-	-	-	-
	その他	50	-	50	-	-	-	-
有形固定資産計		12,276	-	12,276	-	-	-	-
無形固定 資産	ソフトウェア	19,129	-	19,129	-	-	-	-
	リース資産	42	-	42	-	-	-	-
	その他	8	-	8	-	-	-	-
無形固定資産計		19,180	-	19,180	-	-	-	-
長期前払費用		163	-	163	-	-	-	-
繰延資産	社債発行費	73	-	-	73	73	2	-
繰延資産計		73	-	-	73	73	2	-

(注) 当期減少額は、会社分割による株式会社アプラスへの継承によるものであります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	34,256	473	347	33,022	1,360
賞与引当金	633	-	-	633	-
ポイント引当金	1,132	-	-	1,132	-
役員退職慰労引当金	109	29	1	42	95
利息返還損失引当金	13,300	-	-	13,300	-

(注) 当期減少額の(その他)は、会社分割による株式会社アプラスおよび株式会社アプラスパーソナルローンへの継承によるものであります。

(2)【主な資産及び負債の内容】

資産

ア．現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	-
預金	
当座預金	0
普通預金	3,102
別段預金	0
小計	3,103
合計	3,103

イ．信用保証割賦売掛金

部門	前期繰越高 (A)(百万円)	当期発生高 (B)(百万円)	当期回収高 (C)(百万円)	会社分割に よる減少額 (D)(百万円)	次期繰越高 (E)(百万円)	回収率(%)	回転率
						$\frac{C}{A-D+B}$	$\frac{B}{1/2(A-D+E)}$
信用保証	743,047 (596,199)	-	8,557	669,404	65,084 (65,084)	11.6	-

(注) 1．信用保証業務に係る提携先との契約の一部について、保証限度額を設定し、当該保証限度額を「信用保証割賦売掛金」ならびに「信用保証買掛金」に計上しております。

2．()内の金額は、貸借対照表計上額であります。

ウ．未収入金

区分	金額(百万円)
(株)アプラス	12,323
その他	214
計	12,538

エ．関係会社株式

区分	金額(百万円)
(株)アプラス	47,047
全日信販(株)	10,511
(株)アプラスパーソナルローン	8,528
計	66,087

負債

ア．信用保証買掛金

区分	金額（百万円）
銀行	27,526
生命保険会社	19,623
損害保険会社	17,895
その他	39
計	65,084

イ．未払金

区分	金額（百万円）
(株)アプラス	11,193
その他	59
計	11,253

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	500株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 住友信託銀行株式会社 証券代行部 大阪市中央区北浜四丁目5番33号
株主名簿管理人	(特別口座) 住友信託銀行株式会社 大阪市中央区北浜四丁目5番33号
取次所 買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.aplusfinancial.co.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利ならびに株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社の金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等は、新生フィナンシャル株式会社であります。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

- | | |
|--|--|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第55期）（自平成21年4月1日至平成22年3月31日） | 平成22年6月29日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 内部統制報告書及びその添付書類
（55期）（自平成21年4月1日至平成22年3月31日） | 平成22年6月29日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 四半期報告書及び確認書
（第56期第1四半期）（自平成22年4月1日至平成22年6月30日） | 平成22年8月6日
関東財務局長に提出。 |
| （第56期第2四半期）（自平成22年7月1日至平成22年9月30日） | 平成22年11月12日
関東財務局長に提出。 |
| （第56期第3四半期）（自平成22年10月1日至平成22年12月31日） | 平成23年2月7日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定
（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定
（親会社及び主要株主の異動）に基づく臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定
（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書 | 平成22年6月30日
関東財務局長に提出。
平成22年12月22日
関東財務局長に提出。
平成23年4月6日
関東財務局長に提出。 |
| (5) 自己株券買付状況報告書
報告期間（自平成22年6月1日至平成22年6月30日） | 平成22年7月6日
関東財務局長に提出。 |
| 報告期間（自平成22年7月1日至平成22年7月31日） | 平成22年8月6日
関東財務局長に提出。 |
| 報告期間（自平成22年8月1日至平成22年8月31日） | 平成22年9月6日
関東財務局長に提出。 |
| 報告期間（自平成22年9月1日至平成22年9月30日） | 平成22年10月6日
関東財務局長に提出。 |
| 報告期間（自平成22年10月1日至平成22年10月31日） | 平成22年11月8日
関東財務局長に提出。 |
| 報告期間（自平成22年11月1日至平成22年11月30日） | 平成22年12月7日
関東財務局長に提出。 |
| 報告期間（自平成22年12月1日至平成22年12月31日） | 平成23年1月7日
関東財務局長に提出。 |
| 報告期間（自平成23年1月1日至平成23年1月31日） | 平成23年2月7日
関東財務局長に提出。 |
| 報告期間（自平成23年2月1日至平成23年2月28日） | 平成23年3月8日
関東財務局長に提出。 |
| 報告期間（自平成23年3月1日至平成23年3月31日） | 平成23年4月6日
関東財務局長に提出。 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月29日

株式会社アプラスフィナンシャル
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩本 正
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 順二
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥津 佳樹

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプラスフィナンシャル（旧会社名 株式会社アプラス）の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アプラスフィナンシャル及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年4月1日付で事業持株会社体制に移行するための会社分割を実施した。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アプラスフィナンシャルの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社アプラスフィナンシャルが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年6月29日

株式会社アプラスフィナンシャル
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石塚 雅博
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥津 佳樹

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプラスフィナンシャルの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アプラスフィナンシャル及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アプラスフィナンシャルの平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社アプラスフィナンシャルが平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月29日

株式会社アプラスフィナンシャル
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩本 正
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 順二
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥津 佳樹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプラスフィナンシャル（旧会社名 株式会社アプラス）の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アプラスフィナンシャルの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年4月1日付で事業持株会社体制に移行するための会社分割を実施した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月29日

株式会社アプラスフィナンシャル
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石塚 雅博

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥津 佳樹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプラスフィナンシャルの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第56期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アプラスフィナンシャルの平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。